

2023. 9. 21

テンプルトン世界債券ファンド  
限定為替ヘッジコース／為替ヘッジなしコース  
／毎月分配型・為替ヘッジなしコース  
愛称：地球号  
追加型投信／内外／債券

◆この目論見書により行なう「テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース」「テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース」「テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月20日に関東財務局長に提出しており、2023年9月21日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2023年9月20日  
発行者名 : フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 桑畑 卓  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） : 該当事項はありません。  
の写しを縦覧に供する場所

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	40
第3【ファンドの経理状況】 .....	45
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	79
第三部【委託会社等の情報】 .....	80
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース  
テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース  
テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

- ・以下、上記を総称して「テンプレトン世界債券ファンド」または、各々を指して「ファンド」ということがあります。
- ・また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンド名	略称
テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

- ・愛称として「地球号」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2023年9月21日から2024年3月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

<テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ( )
公債		欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ( )
追加型投信	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ( )
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

## <商品分類の定義>

### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## <補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分の定義>

### 1. 投資対象資産による属性区分

#### (1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

#### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

#### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

#### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

のとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## 5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## 7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

### ③ ファンドの特色

テンプレートン世界債券ファンドは、以下の3本のファンドから構成されています。

ファンドは以下の略称で記載される場合があります。また、これらを総称して「テンプレートン世界債券ファンド」または、個別に「ファンド」もしくは「各ファンド」という場合があります。

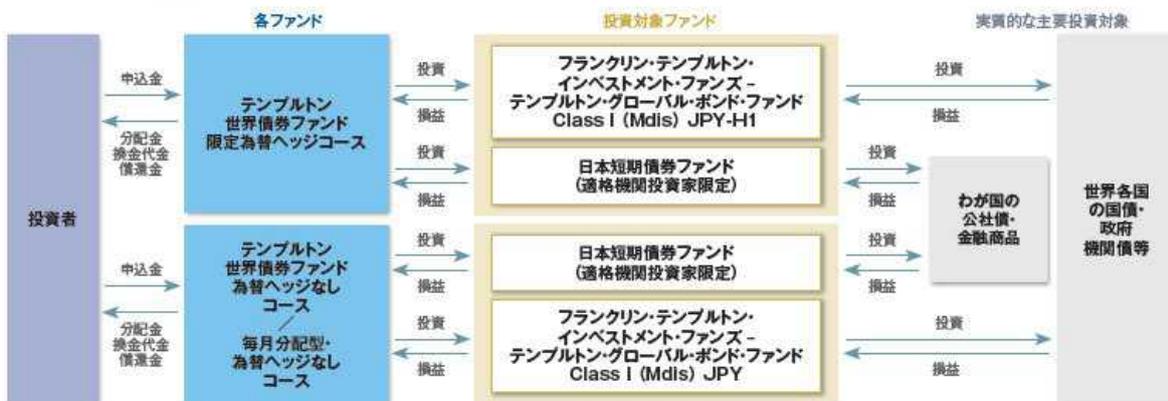
正式名称	略称
テンプレートン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース	限定為替ヘッジコース
テンプレートン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース	為替ヘッジなしコース
テンプレートン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース	毎月分配型・為替ヘッジなしコース

## 1 世界各国(新興国を含む)の国債および政府機関債等を実質的な主要投資対象\*とします。

\*「実質的な主要投資対象」は、外国投資証券や投資信託の受益証券(これらを総称して、以下「投資信託証券」といいます。)を通じて投資する主要な投資対象を意味します。

ファンドは、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

### ファンドの仕組み



### 投資対象ファンドの投資目的

フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズ - テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド*	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資を行い、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。

\*以下「テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド」ということがあります。  
(注) 詳しい投資対象ファンドの内容については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

### 〈限定為替ヘッジコース〉

「テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1」(以下、「JPY限定為替ヘッジ・クラス」ということがあります。 )の円建て外国投資証券に投資します。「JPY限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います(限定為替ヘッジ)。

### 〈為替ヘッジなしコース〉／〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

「テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY」(以下、「JPYクラス」ということがあります。 )の円建て外国投資証券に投資します。「JPYクラス」においては外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

## 2 外国投資証券の組入れは高位を維持することを基本とします。

通常の状態においては、〈限定為替ヘッジコース〉は「JPY限定為替ヘッジ・クラス」へ、〈為替ヘッジなしコース〉〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉は「JPYクラス」への投資を中心(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)とします。

## 3 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。

### 年2回決算

#### 〈限定為替ヘッジコース〉／〈為替ヘッジなしコース〉

毎年6月および12月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

### 毎月決算

#### 〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

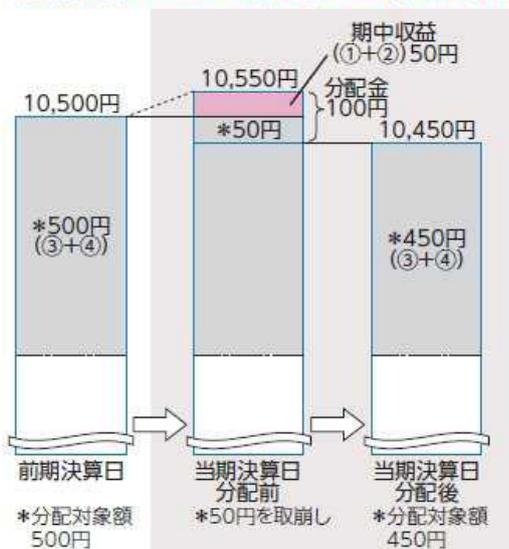
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



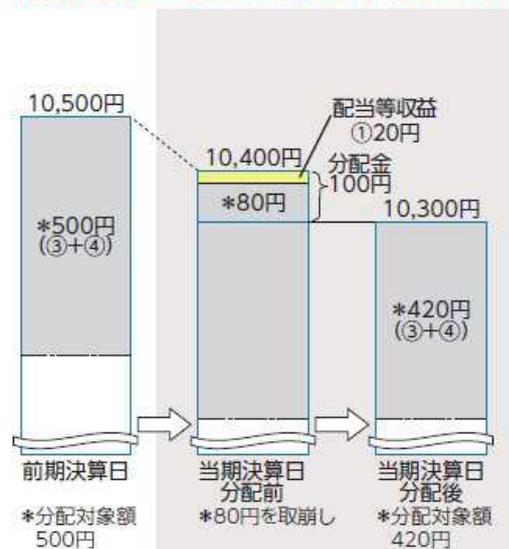
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



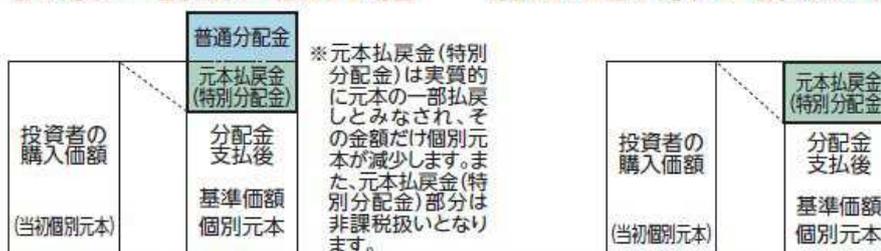
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ファンドの投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### ④ 信託金限度額

- ・ 各ファンド、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの沿革】

2010年12月27日

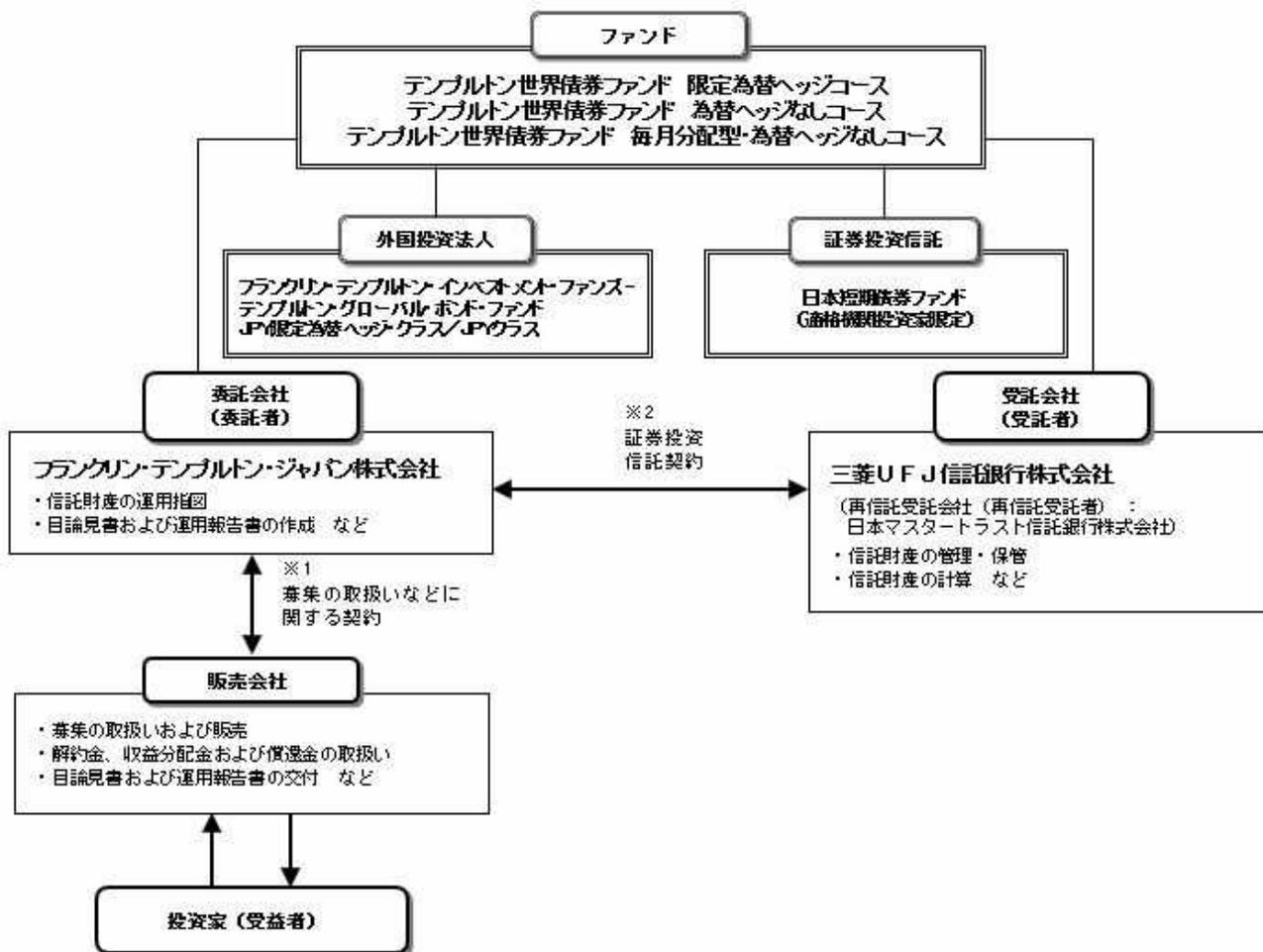
- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2021年4月1日

- ・ ファンドの委託会社としての業務をフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社からレッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（商号を「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更。）へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2023年6月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス・バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンプレトン・インベストメント株式会社と合併、「フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプレトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り 7	78,270 株	100%

※フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース>

- ① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY-H1)」への投資を通じて、世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資も行います。
- ② 外国投資証券への投資は高位（概ね信託財産の純資産総額の90%以上）を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象ファンドの選定方針>

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

<テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース>

<テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

- ① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)」への投資を通じて、世界各国（新興国を含む）の国債および政府機関債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の受益証券への投資も行います。

- ② 外国投資証券への投資は高位（概ね信託財産の純資産総額の90%以上）を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象ファンドの選定方針>

投資対象ファンドについては、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用を目的とした選定も行います。

(2)【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ) 有価証券
    - ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
    - ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するを除きます。）
  - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形
- ② 有価証券の指図範囲  
委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
  - 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
  - 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券等を除きます。）
  - 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 5) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限ります。）
  - 7) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。4)の証券および5)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品の指図範囲  
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るもの限り、上記②の6)に掲げるものを除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要（2023年6月30日現在）

ファンド名	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド JPY限定為替ヘッジ・クラス/JPYクラス	
形態	ルクセンブルク籍/外国投資法人/オープンエンド型	
投資目的	ファンドの主たる投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。	
主な投資戦略	主として世界各国の政府または政府機関が発行する固定および変動利付債券等に投資することにより、上記の投資目的を達成することを目指します。投資制限の範囲内で社債に投資することができます。また、複数の国によって組織または援助された国際機関（国際復興開発銀行や欧州投資銀行など）が発行する債券にも投資することができます。投資目的のためにデリバティブ取引を行うことができます。デリバティブ取引には、スワップ（金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップなど）、先渡しおよびクロス先渡し取引（フォワードおよびクロスフォワード）、先物取引（国債先物を含む）、オプションが含まれます。デリバティブ取引により、特定のイールドカーブ、デュレーション、通貨、信用（クレジット）のポジションが負（マイナス）となることがあります。他の証券、資産または通貨の値動きに価格が連動する証券や商品にも投資することができます。純資産総額の10%までの範囲内で債務不履行の状態にある債券を保有する場合があります。また、優先株式や債券から転換されたまたは交換された株式を保有することもあります。新興国、デリバティブ取引、非投資適格および債務不履行の状態にある債券への投資は、高いリスクを伴います。	
	JPY限定為替ヘッジ・クラス	当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。
	JPYクラス	原則として、為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。	
関係法人	運用会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク（米国） 管理会社：フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービス・エス・エー・アール・エル（ルクセンブルク） （業務委託先：JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店（ルクセンブルク）） 保管銀行：JPモルガン・エスイー ルクセンブルク支店（ルクセンブルク）	
設定年月日	1991年2月28日*1	
決算日	6月30日	
申込手数料	かかりません。*2	
運用報酬**3	年0.55%*2	
管理会社報酬**3	年0.20%	
保管銀行報酬**3	年0.01%～年0.14%	

・テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

\*1 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」および「JPYクラス」の導入は2010年12月です。

\*2 ファンドが投資を行う「JPY限定為替ヘッジ・クラス」、「JPYクラス」のものです。

\*3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

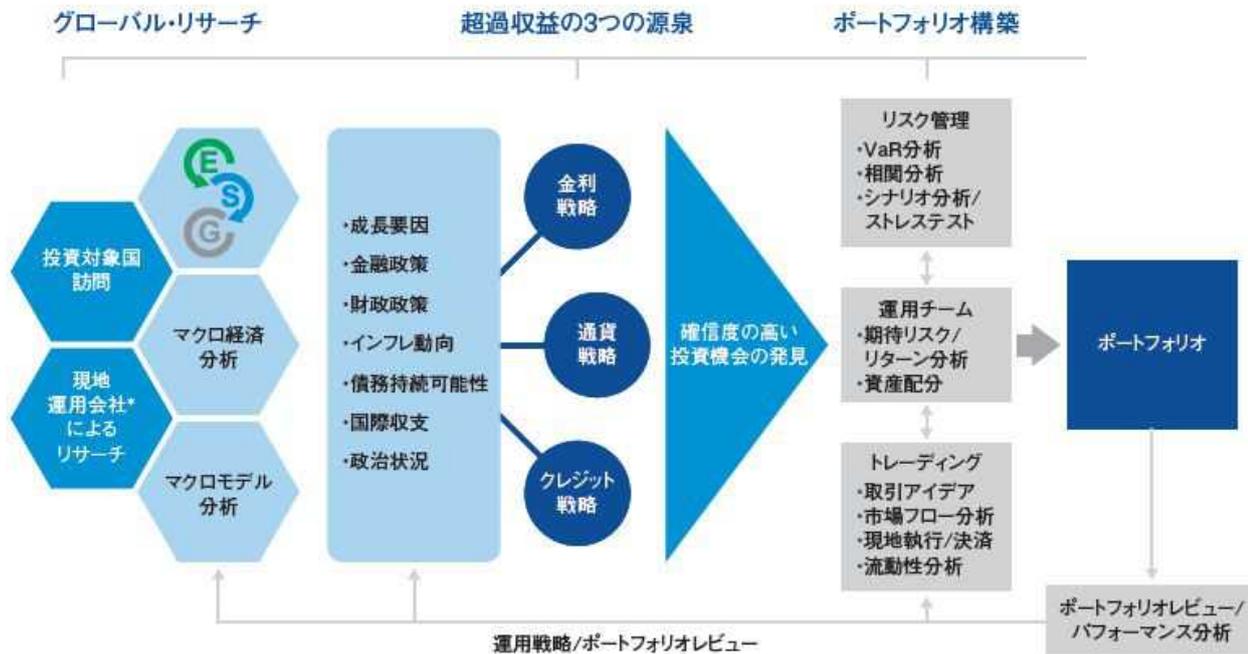
ファンド名	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	
形態	国内籍/追加型株式投資信託	
投資目的等	日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して安定運用を行います。NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。	
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。	
関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社	
設定年月日	2007年9月26日	
決算日	7月22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）	
申込手数料	かかりません。	
信託報酬	年0.143%（税抜0.13%）	

・NOMURA-BPI短期インデックスとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の残存期間1年から3年の債券で構成されている債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI総合のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

<ご参考>

当ファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

## 運用プロセス



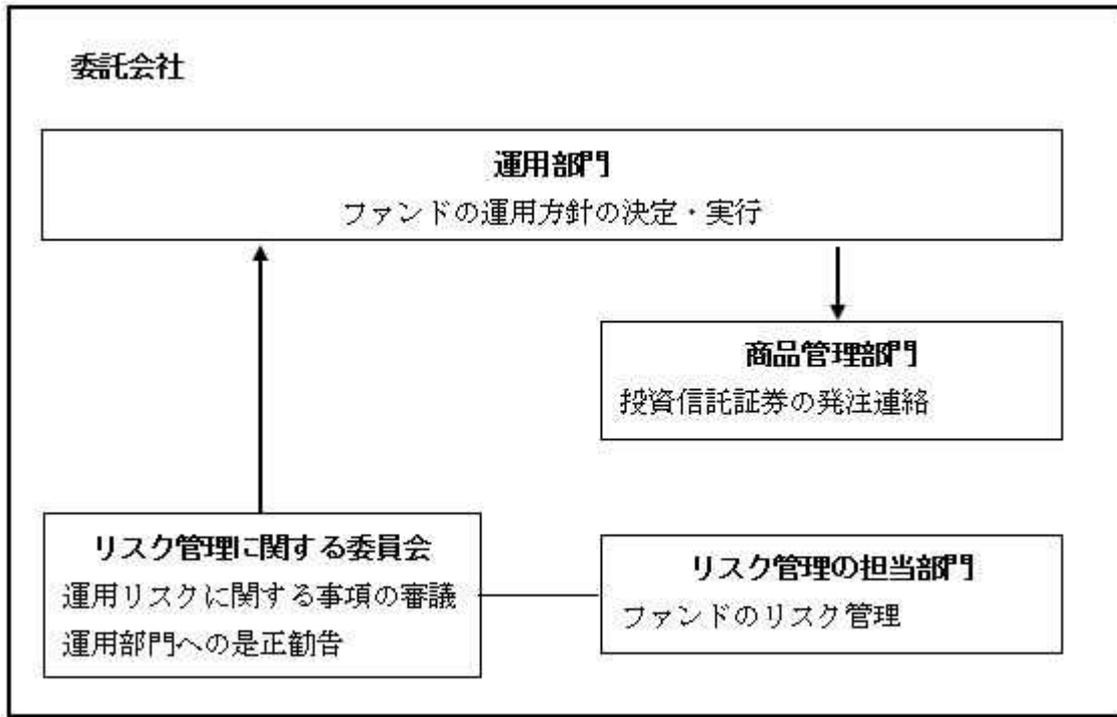
\*フランクリン・テンプレトンのグループ会社および合併会社等の運用プロフェッショナルから構成されています。  
(注)上記はイメージ図です。

### ■ 徹底したファンダメンタルズ分析

- 運用チームは、投資機会発掘のため世界各国の金融・財政政策、貿易収支、財政収支などのマクロ経済ファンダメンタルズ分析や外的ショックへの耐性、全般的な政治状況など様々な視点からの分析を行います。
- 投資魅力度の高い債券や通貨を特定するために、独自の金利・通貨予測モデルや分析手法を用いています。

### (3) 【運用体制】

#### ■ファンドの運用体制



※運用部門は3名、商品管理部門は7名、リスク管理の担当部門は2名で構成されています。

#### ■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ①委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。
- ②運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。
- ③ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

#### ■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2023年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

＜テンプレートン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース＞

＜テンプレートン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース＞

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜テンプレートン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。また、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 5) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

##### ② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の国債および政府機関債等の債券に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

#### <主な変動要因>

##### ① 金利変動リスク

債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

##### ② 信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じた場合あるいはデフォルトが予想されると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

##### ③ カントリーリスク

世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合に、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。

##### ④ 為替変動リスク

#### <限定為替ヘッジコース>

投資対象ファンドの「JPY 限定為替ヘッジ・クラス」では、当該クラスの純資産額を米ドル換算した額の米ドル売り・円買いを行います（限定為替ヘッジ）。実質の通貨配分と異なる場合が想定され、ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生します。したがって、限定為替ヘッジコースでは為替変動の影響を受けることが想定されます。

また、円の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

#### <為替ヘッジなしコース>/<毎月分配型・為替ヘッジなしコース>

投資対象ファンドの「JPY クラス」では、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

① 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

② 当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

③ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## (2) リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。

また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2023年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

#### 〈限定為替ヘッジコース〉

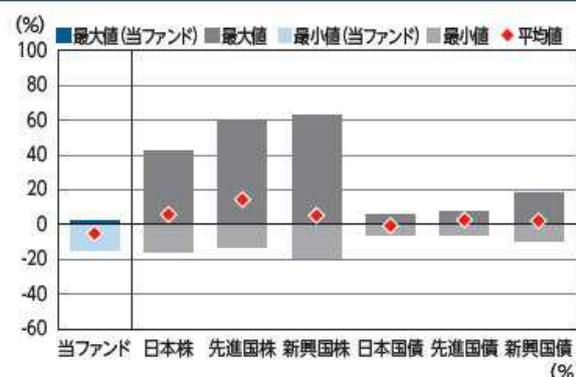
2018年7月～2023年6月



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

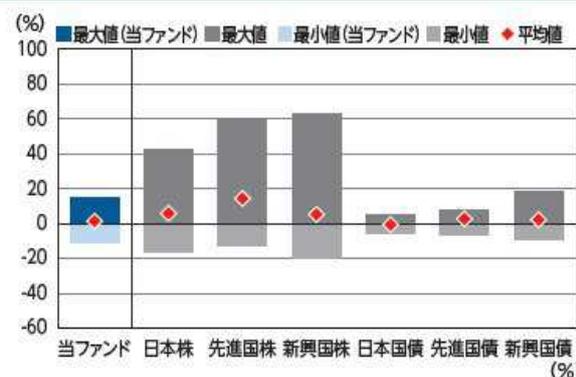
グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2018年7月～2023年6月



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	2.3	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値	△14.5	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△9.4
平均値	△5.0	6.0	14.5	5.3	△0.4	2.8	2.3

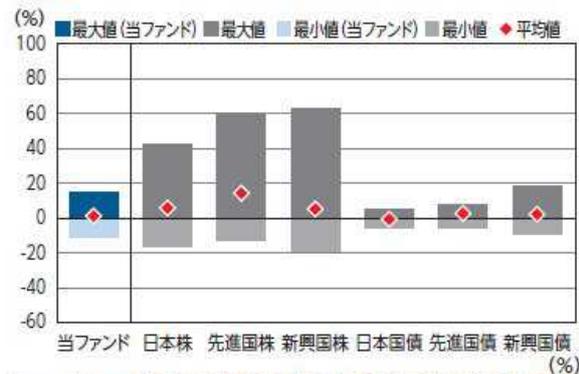
#### 〈為替ヘッジなしコース〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	14.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値	△11.3	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△9.4
平均値	1.4	6.0	14.5	5.3	△0.4	2.8	2.3

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

《毎月分配型・為替ヘッジなしコース》



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	14.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値	-11.1	-16.0	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-9.4
平均値	1.4	6.0	14.5	5.3	0.4	2.8	2.3

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年7月末を10,000として指数化しております。  
 \*年間騰落率は、2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \*2018年7月から2023年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \*決算日に対応した数値とは異なります。  
 \*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

《各資産クラスの指数》

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
  - 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 日本国債…NOMURA-BPI国債
  - 先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
  - 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について  
 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)  
 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)  
 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)  
 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債  
 NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)  
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ <分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・ 販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0725%（税抜0.975%）の率を乗じて得た額とします。

##### ② 信託報酬の配分

##### 1) ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分（税抜）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
年0.975%	年0.200%	年0.750%	年0.025%

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

##### 2) 投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等

投資対象ファンドの純資産総額に年率0.76%～0.89%を乗じて得た額とします。

※主要な投資対象ファンドの料率を記載しています。

##### 3) 実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、受益者が実質的に負担する料率は、年率1.8325%～1.9625%（税込）です。

※実際の負担率は、投資対象ファンドの組入比率などにより変動します。

一部の投資対象ファンドにおける監査費用、有価証券の売買委託手数料等は含まれておりません。

##### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のと

きに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料<sup>\*</sup>は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。  
※ファンドから投資信託証券への投資には、申込手数料はかかりません。
- ⑤ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息を信託財産中より支弁します。

※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となり、当ファンドは、NISAの適用対象外となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ① 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・2024年1月1日以降は、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

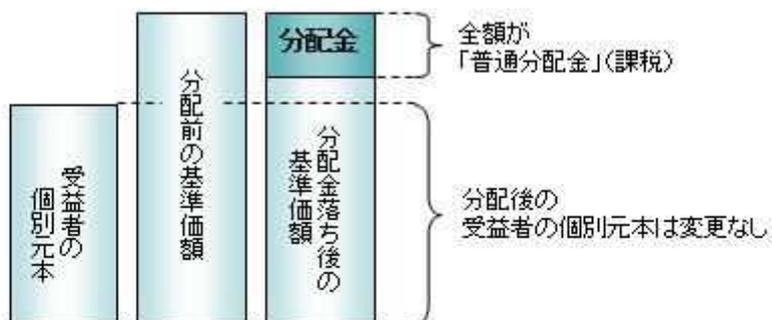
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金

(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

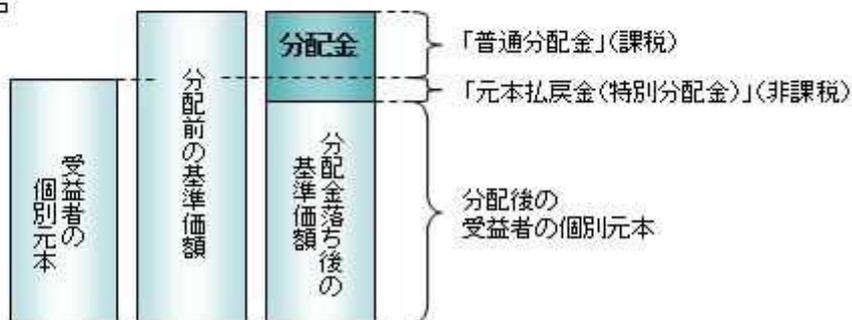
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 6 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は、2023年6月30日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### 【テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,837,122	0.35
投資証券	ルクセンブルク	806,052,546	98.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,000,655	1.46
合計(純資産総額)		820,890,323	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY-HI)	1,493,270.618	549	819,805,569	539.79	806,052,546	98.19
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	2,703,566	1.0492	2,836,581	1.0494	2,837,122	0.35

###### b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	0.35
投資証券	98.19
合計	98.54

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### ① 【純資産の推移】

期間末	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 6 計算期間末 (2013 年 12 月 20 日)	2,683,377,899	2,685,774,420	11,197	11,207
第 7 計算期間末 (2014 年 6 月 20 日)	3,566,501,021	3,569,594,762	11,528	11,538
第 8 計算期間末 (2014 年 12 月 22 日)	4,393,636,838	4,397,512,132	11,338	11,348
第 9 計算期間末 (2015 年 6 月 22 日)	4,433,152,991	4,437,087,183	11,268	11,278
第 10 計算期間末 (2015 年 12 月 21 日)	4,140,653,202	4,144,536,853	10,662	10,672
第 11 計算期間末 (2016 年 6 月 20 日)	6,055,847,894	6,061,877,987	10,043	10,053
第 12 計算期間末 (2016 年 12 月 20 日)	5,999,113,743	6,004,541,442	11,053	11,063
第 13 計算期間末 (2017 年 6 月 20 日)	6,168,532,239	6,173,984,417	11,314	11,324
第 14 計算期間末 (2017 年 12 月 20 日)	5,684,848,517	5,689,940,476	11,164	11,174
第 15 計算期間末 (2018 年 6 月 20 日)	5,156,397,812	5,161,187,079	10,767	10,777
第 16 計算期間末 (2018 年 12 月 20 日)	5,039,016,938	5,043,654,532	10,866	10,876
第 17 計算期間末 (2019 年 6 月 20 日)	5,043,890,488	5,048,474,859	11,002	11,012
第 18 計算期間末 (2019 年 12 月 20 日)	4,543,688,323	4,548,024,712	10,478	10,488
第 19 計算期間末 (2020 年 6 月 22 日)	4,222,992,996	4,227,209,464	10,015	10,025
第 20 計算期間末 (2020 年 12 月 21 日)	3,981,572,920	3,985,572,507	9,955	9,965
第 21 計算期間末 (2021 年 6 月 21 日)	3,779,954,260	3,783,865,297	9,665	9,675
第 22 計算期間末 (2021 年 12 月 20 日)	1,106,365,170	1,107,551,013	9,330	9,340
第 23 計算期間末 (2022 年 6 月 20 日)	951,753,349	952,834,055	8,807	8,817
第 24 計算期間末 (2022 年 12 月 20 日)	860,563,721	861,579,331	8,473	8,483
第 25 計算期間末 (2023 年 6 月 20 日)	833,872,830	834,870,390	8,359	8,369
2022 年 6 月末日	929,258,961	—	8,736	—
7 月末日	926,661,402	—	8,777	—
8 月末日	904,897,845	—	8,601	—
9 月末日	852,094,051	—	8,154	—
10 月末日	833,697,075	—	8,042	—
11 月末日	852,520,001	—	8,360	—
12 月末日	872,925,306	—	8,585	—
2023 年 1 月末日	896,322,357	—	8,791	—
2 月末日	848,550,817	—	8,354	—
3 月末日	869,411,854	—	8,628	—
4 月末日	861,777,885	—	8,551	—
5 月末日	831,697,360	—	8,253	—
6 月末日	820,890,323	—	8,219	—

(注) 基準価額は 1 万口当たりの純資産額です。

## ②【分配の推移】

期	期間	1 万口当たりの分配金 (円)
---	----	-----------------

第6計算期間	2013年6月21日～2013年12月20日	10
第7計算期間	2013年12月21日～2014年6月20日	10
第8計算期間	2014年6月21日～2014年12月22日	10
第9計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	10
第10計算期間	2015年6月23日～2015年12月21日	10
第11計算期間	2015年12月22日～2016年6月20日	10
第12計算期間	2016年6月21日～2016年12月20日	10
第13計算期間	2016年12月21日～2017年6月20日	10
第14計算期間	2017年6月21日～2017年12月20日	10
第15計算期間	2017年12月21日～2018年6月20日	10
第16計算期間	2018年6月21日～2018年12月20日	10
第17計算期間	2018年12月21日～2019年6月20日	10
第18計算期間	2019年6月21日～2019年12月20日	10
第19計算期間	2019年12月21日～2020年6月22日	10
第20計算期間	2020年6月23日～2020年12月21日	10
第21計算期間	2020年12月22日～2021年6月21日	10
第22計算期間	2021年6月22日～2021年12月20日	10
第23計算期間	2021年12月21日～2022年6月20日	10
第24計算期間	2022年6月21日～2022年12月20日	10
第25計算期間	2022年12月21日～2023年6月20日	10

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第6計算期間	2013年6月21日～2013年12月20日	1.82
第7計算期間	2013年12月21日～2014年6月20日	3.05
第8計算期間	2014年6月21日～2014年12月22日	△1.56
第9計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	△0.53
第10計算期間	2015年6月23日～2015年12月21日	△5.29
第11計算期間	2015年12月22日～2016年6月20日	△5.71
第12計算期間	2016年6月21日～2016年12月20日	10.16
第13計算期間	2016年12月21日～2017年6月20日	2.45
第14計算期間	2017年6月21日～2017年12月20日	△1.24
第15計算期間	2017年12月21日～2018年6月20日	△3.47
第16計算期間	2018年6月21日～2018年12月20日	1.01
第17計算期間	2018年12月21日～2019年6月20日	1.34
第18計算期間	2019年6月21日～2019年12月20日	△4.67
第19計算期間	2019年12月21日～2020年6月22日	△4.32
第20計算期間	2020年6月23日～2020年12月21日	△0.50
第21計算期間	2020年12月22日～2021年6月21日	△2.81
第22計算期間	2021年6月22日～2021年12月20日	△3.36

第 23 計算期間	2021 年 12 月 21 日～2022 年 6 月 20 日	△5.50
第 24 計算期間	2022 年 6 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	△3.68
第 25 計算期間	2022 年 12 月 21 日～2023 年 6 月 20 日	△1.23

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第 6 計算期間	568,862,866	354,056,372
第 7 計算期間	1,183,099,773	485,880,095
第 8 計算期間	1,322,447,092	540,894,013
第 9 計算期間	602,302,395	543,405,117
第 10 計算期間	321,892,324	372,432,751
第 11 計算期間	2,325,439,662	178,997,565
第 12 計算期間	171,645,084	774,039,467
第 13 計算期間	584,851,480	560,372,773
第 14 計算期間	110,286,939	470,505,587
第 15 計算期間	48,288,704	350,980,600
第 16 計算期間	78,389,189	230,061,883
第 17 計算期間	54,916,437	108,139,298
第 18 計算期間	43,527,048	291,509,862
第 19 計算期間	25,589,018	145,509,673
第 20 計算期間	18,211,039	235,092,197
第 21 計算期間	16,908,211	105,457,907
第 22 計算期間	18,230,539	2,743,425,061
第 23 計算期間	10,319,398	115,456,013
第 24 計算期間	9,683,275	74,779,338
第 25 計算期間	25,211,507	43,261,228

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### 【テンプレートン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

##### (1) 【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	11,756,152	0.41
投資証券	ルクセンブルク	2,783,978,743	98.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	42,580,552	1.50
合計(純資産総額)		2,838,315,447	100.00

##### (2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)	2,576,469,861	1,075.25	2,770,349,218	1,080.54	2,783,978,743	98.09
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	11,202,737	1.0492	11,753,911	1.0494	11,756,152	0.41

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	0.41
投資証券	98.09
合計	98.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末 (2013年12月20日)	9,090,770,343	9,097,215,802	14,104	14,114
第7計算期間末 (2014年6月20日)	7,058,740,773	7,063,698,359	14,238	14,248
第8計算期間末 (2014年12月22日)	9,138,476,448	9,144,077,864	16,315	16,325
第9計算期間末 (2015年6月22日)	9,728,358,406	9,734,199,521	16,655	16,665
第10計算期間末 (2015年12月21日)	8,395,306,972	8,400,687,733	15,602	15,612
第11計算期間末 (2016年6月20日)	6,508,684,314	6,513,816,680	12,682	12,692
第12計算期間末 (2016年12月20日)	7,215,668,628	7,220,284,643	15,632	15,642
第13計算期間末 (2017年6月20日)	6,422,402,379	6,426,572,381	15,401	15,411
第14計算期間末 (2017年12月20日)	5,774,252,616	5,777,983,051	15,479	15,489
第15計算期間末 (2018年6月20日)	5,145,408,112	5,148,900,053	14,735	14,745
第16計算期間末 (2018年12月20日)	5,014,696,355	5,017,955,206	15,388	15,398
第17計算期間末 (2019年6月20日)	4,776,203,203	4,779,347,466	15,190	15,200
第18計算期間末 (2019年12月20日)	4,452,719,004	4,455,721,481	14,830	14,840
第19計算期間末 (2020年6月22日)	3,915,764,755	3,918,560,610	14,006	14,016
第20計算期間末 (2020年12月21日)	3,466,613,972	3,469,179,135	13,514	13,524

第21 計算期間末	(2021年 6月 21日)	3,300,788,252	3,303,143,103	14,017	14,027
第22 計算期間末	(2021年 12月 20日)	3,117,727,620	3,119,953,598	14,006	14,016
第23 計算期間末	(2022年 6月 20日)	3,137,626,867	3,139,618,184	15,757	15,767
第24 計算期間末	(2022年 12月 20日)	2,910,501,189	2,912,351,348	15,731	15,741
第25 計算期間末	(2023年 6月 20日)	2,868,523,477	2,870,253,860	16,577	16,587
	2022年 6月 末日	3,156,434,741	—	15,827	—
	7月 末日	3,107,922,987	—	15,672	—
	8月 末日	3,135,460,896	—	15,917	—
	9月 末日	3,028,949,216	—	15,779	—
	10月 末日	3,031,485,795	—	15,935	—
	11月 末日	2,929,441,000	—	15,660	—
	12月 末日	2,871,380,122	—	15,524	—
	2023年 1月 末日	2,879,738,242	—	15,677	—
	2月 末日	2,857,937,998	—	15,610	—
	3月 末日	2,758,111,821	—	15,782	—
	4月 末日	2,759,520,211	—	15,861	—
	5月 末日	2,799,994,340	—	16,052	—
	6月 末日	2,838,315,447	—	16,653	—

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

## ②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第6 計算期間	2013年 6月 21日～2013年 12月 20日	10
第7 計算期間	2013年 12月 21日～2014年 6月 20日	10
第8 計算期間	2014年 6月 21日～2014年 12月 22日	10
第9 計算期間	2014年 12月 23日～2015年 6月 22日	10
第10 計算期間	2015年 6月 23日～2015年 12月 21日	10
第11 計算期間	2015年 12月 22日～2016年 6月 20日	10
第12 計算期間	2016年 6月 21日～2016年 12月 20日	10
第13 計算期間	2016年 12月 21日～2017年 6月 20日	10
第14 計算期間	2017年 6月 21日～2017年 12月 20日	10
第15 計算期間	2017年 12月 21日～2018年 6月 20日	10
第16 計算期間	2018年 6月 21日～2018年 12月 20日	10
第17 計算期間	2018年 12月 21日～2019年 6月 20日	10
第18 計算期間	2019年 6月 21日～2019年 12月 20日	10
第19 計算期間	2019年 12月 21日～2020年 6月 22日	10
第20 計算期間	2020年 6月 23日～2020年 12月 21日	10
第21 計算期間	2020年 12月 22日～2021年 6月 21日	10
第22 計算期間	2021年 6月 22日～2021年 12月 20日	10

第 23 計算期間	2021 年 12 月 21 日～2022 年 6 月 20 日	10
第 24 計算期間	2022 年 6 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	10
第 25 計算期間	2022 年 12 月 21 日～2023 年 6 月 20 日	10

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 6 計算期間	2013 年 6 月 21 日～2013 年 12 月 20 日	9.30
第 7 計算期間	2013 年 12 月 21 日～2014 年 6 月 20 日	1.02
第 8 計算期間	2014 年 6 月 21 日～2014 年 12 月 22 日	14.66
第 9 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	2.15
第 10 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 21 日	△6.26
第 11 計算期間	2015 年 12 月 22 日～2016 年 6 月 20 日	△18.65
第 12 計算期間	2016 年 6 月 21 日～2016 年 12 月 20 日	23.34
第 13 計算期間	2016 年 12 月 21 日～2017 年 6 月 20 日	△1.41
第 14 計算期間	2017 年 6 月 21 日～2017 年 12 月 20 日	0.57
第 15 計算期間	2017 年 12 月 21 日～2018 年 6 月 20 日	△4.74
第 16 計算期間	2018 年 6 月 21 日～2018 年 12 月 20 日	4.50
第 17 計算期間	2018 年 12 月 21 日～2019 年 6 月 20 日	△1.22
第 18 計算期間	2019 年 6 月 21 日～2019 年 12 月 20 日	△2.30
第 19 計算期間	2019 年 12 月 21 日～2020 年 6 月 22 日	△5.49
第 20 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 21 日	△3.44
第 21 計算期間	2020 年 12 月 22 日～2021 年 6 月 21 日	3.80
第 22 計算期間	2021 年 6 月 22 日～2021 年 12 月 20 日	△0.01
第 23 計算期間	2021 年 12 月 21 日～2022 年 6 月 20 日	12.57
第 24 計算期間	2022 年 6 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	△0.10
第 25 計算期間	2022 年 12 月 21 日～2023 年 6 月 20 日	5.44

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

### (4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 6 計算期間	2,513,443,811	844,110,908
第 7 計算期間	1,799,775,250	3,287,647,943
第 8 計算期間	2,094,566,844	1,450,737,109
第 9 計算期間	954,718,127	715,019,529
第 10 計算期間	367,402,766	827,756,185
第 11 計算期間	161,965,286	410,360,272
第 12 計算期間	122,085,592	638,436,995
第 13 計算期間	113,512,340	559,525,154
第 14 計算期間	148,173,711	587,740,695

第 15 計算期間	76,852,935	315,347,170
第 16 計算期間	60,983,554	294,073,231
第 17 計算期間	80,760,195	195,348,881
第 18 計算期間	73,054,162	214,839,695
第 19 計算期間	55,607,281	262,229,576
第 20 計算期間	48,471,712	279,163,803
第 21 計算期間	51,871,894	262,183,808
第 22 計算期間	36,283,302	165,156,465
第 23 計算期間	45,934,436	280,594,920
第 24 計算期間	34,039,670	175,198,089
第 25 計算期間	41,234,180	161,010,090

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	823,823	0.77
投資証券	ルクセンブルク	103,595,637	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,119,526	2.90
合計(純資産総額)		107,538,986	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位 30 銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)	95,873.95	1,075.25	103,088,464	1,080.54	103,595,637	96.33
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	785,042	1.0492	823,666	1.0494	823,823	0.77

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	0.77
投資証券	96.33
合計	97.10

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6 特定期間末 (2013年12月20日)	1,040,313,702	1,049,980,895	13,443	13,563
第7 特定期間末 (2014年6月20日)	942,604,284	950,895,008	13,456	13,576
第8 特定期間末 (2014年12月22日)	1,004,561,312	1,012,435,127	15,289	15,409
第9 特定期間末 (2015年6月22日)	988,719,972	996,706,848	15,488	15,608
第10 特定期間末 (2015年12月21日)	808,074,637	815,356,138	14,386	14,506
第11 特定期間末 (2016年6月20日)	592,479,501	598,787,288	11,596	11,716
第12 特定期間末 (2016年12月20日)	604,670,522	610,351,191	14,172	14,292
第13 特定期間末 (2017年6月20日)	984,201,554	1,000,549,026	13,625	13,925
第14 特定期間末 (2017年12月20日)	873,826,157	891,710,739	13,395	13,695
第15 特定期間末 (2018年6月20日)	670,458,552	687,376,025	12,449	12,749
第16 特定期間末 (2018年12月20日)	647,441,779	662,997,763	12,707	13,007
第17 特定期間末 (2019年6月20日)	344,873,925	354,586,556	12,225	12,525
第18 特定期間末 (2019年12月20日)	251,101,523	258,021,746	11,660	11,960
第19 特定期間末 (2020年6月22日)	206,429,118	212,657,415	10,738	11,038
第20 特定期間末 (2020年12月21日)	147,007,259	150,122,057	10,197	10,372
第21 特定期間末 (2021年6月21日)	144,566,288	146,704,423	10,429	10,579
第22 特定期間末 (2021年12月20日)	140,916,563	142,987,268	10,275	10,425
第23 特定期間末 (2022年6月20日)	129,064,659	130,790,340	11,412	11,562
第24 特定期間末 (2022年12月20日)	93,709,834	95,260,238	11,252	11,402
第25 特定期間末 (2023年6月20日)	106,522,866	107,829,295	11,715	11,865
2022年6月末日	129,744,113	—	11,461	—
7月末日	128,292,831	—	11,326	—
8月末日	130,161,062	—	11,475	—
9月末日	129,034,719	—	11,353	—
10月末日	95,167,598	—	11,438	—
11月末日	93,446,823	—	11,220	—
12月末日	92,558,207	—	11,105	—
2023年1月末日	92,093,369	—	11,188	—
2月末日	88,661,031	—	11,117	—
3月末日	100,063,342	—	11,220	—
4月末日	100,413,693	—	11,252	—

5月末日	101,437,195	—	11,362	—
6月末日	107,538,986	—	11,767	—

(注1) 分配付の純資産総額及び基準価額は、各特定期間末の純資産総額及び基準価額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額（基準価額については1万口当たり）を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

## ②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第6特定期間	2013年6月21日～2013年12月20日	120
第7特定期間	2013年12月21日～2014年6月20日	120
第8特定期間	2014年6月21日～2014年12月22日	120
第9特定期間	2014年12月23日～2015年6月22日	120
第10特定期間	2015年6月23日～2015年12月21日	120
第11特定期間	2015年12月22日～2016年6月20日	120
第12特定期間	2016年6月21日～2016年12月20日	120
第13特定期間	2016年12月21日～2017年6月20日	300
第14特定期間	2017年6月21日～2017年12月20日	300
第15特定期間	2017年12月21日～2018年6月20日	300
第16特定期間	2018年6月21日～2018年12月20日	300
第17特定期間	2018年12月21日～2019年6月20日	300
第18特定期間	2019年6月21日～2019年12月20日	300
第19特定期間	2019年12月21日～2020年6月22日	300
第20特定期間	2020年6月23日～2020年12月21日	175
第21特定期間	2020年12月22日～2021年6月21日	150
第22特定期間	2021年6月22日～2021年12月20日	150
第23特定期間	2021年12月21日～2022年6月20日	150
第24特定期間	2022年6月21日～2022年12月20日	150
第25特定期間	2022年12月21日～2023年6月20日	150

## ③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第6特定期間	2013年6月21日～2013年12月20日	9.64
第7特定期間	2013年12月21日～2014年6月20日	0.99
第8特定期間	2014年6月21日～2014年12月22日	14.51
第9特定期間	2014年12月23日～2015年6月22日	2.09
第10特定期間	2015年6月23日～2015年12月21日	△6.34
第11特定期間	2015年12月22日～2016年6月20日	△18.56
第12特定期間	2016年6月21日～2016年12月20日	23.25
第13特定期間	2016年12月21日～2017年6月20日	△1.74
第14特定期間	2017年6月21日～2017年12月20日	0.51
第15特定期間	2017年12月21日～2018年6月20日	△4.82

第 16 特定期間	2018 年 6 月 21 日～2018 年 12 月 20 日	4.48
第 17 特定期間	2018 年 12 月 21 日～2019 年 6 月 20 日	△1.43
第 18 特定期間	2019 年 6 月 21 日～2019 年 12 月 20 日	△2.17
第 19 特定期間	2019 年 12 月 21 日～2020 年 6 月 22 日	△5.33
第 20 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 21 日	△3.41
第 21 特定期間	2020 年 12 月 22 日～2021 年 6 月 21 日	3.75
第 22 特定期間	2021 年 6 月 22 日～2021 年 12 月 20 日	△0.04
第 23 特定期間	2021 年 12 月 21 日～2022 年 6 月 20 日	12.53
第 24 特定期間	2022 年 6 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	△0.09
第 25 特定期間	2022 年 12 月 21 日～2023 年 6 月 20 日	5.45

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第 6 特定期間	206,449,230	130,786,331
第 7 特定期間	124,809,024	198,183,958
第 8 特定期間	116,814,975	160,302,036
第 9 特定期間	101,438,296	120,072,773
第 10 特定期間	53,049,017	129,722,643
第 11 特定期間	2,952,642	53,763,794
第 12 特定期間	2,423,804	86,663,318
第 13 特定期間	336,240,285	40,550,329
第 14 特定期間	142,900,233	212,917,832
第 15 特定期間	80,377,577	194,151,520
第 16 特定期間	2,627,605	31,687,190
第 17 特定期間	6,864,694	234,276,443
第 18 特定期間	2,749,678	69,490,863
第 19 特定期間	3,038,750	26,159,886
第 20 特定期間	1,746,668	49,811,803
第 21 特定期間	3,322,492	8,869,039
第 22 特定期間	1,935,400	3,410,158
第 23 特定期間	2,382,258	26,433,616
第 24 特定期間	925,758	30,743,119
第 25 特定期間	12,528,853	4,882,097

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

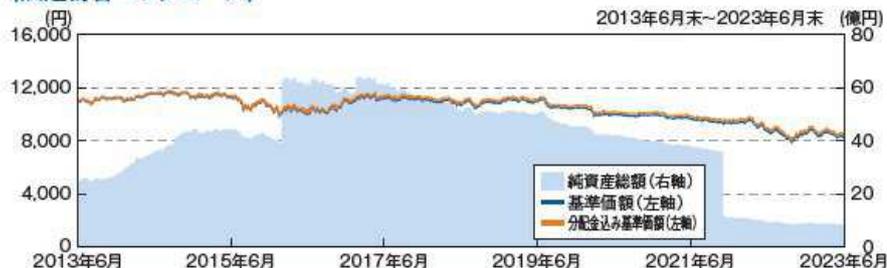
《参考情報》

運用実績

基準日:2023年6月30日

## 基準価額・純資産の推移(過去10年間)

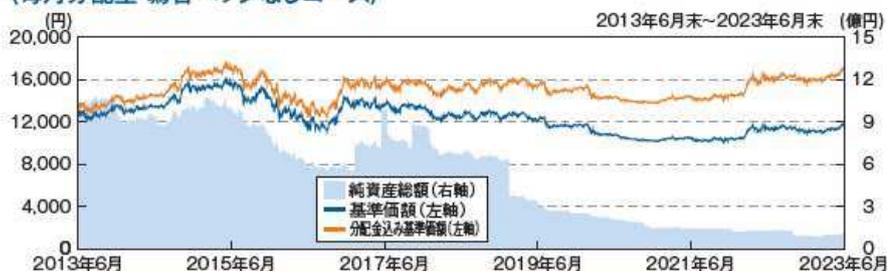
《限定為替ヘッジコース》



《為替ヘッジなしコース》



《毎月分配型・為替ヘッジなしコース》



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配金は1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 分配の推移/基準価額純資産

《限定為替ヘッジコース》

基準価額	純資産総額
8,219円	8億円
2021年6月	10円
2021年12月	10円
2022年6月	10円
2022年12月	10円
2023年6月	10円
<b>設定来累計</b>	<b>250円</b>

《為替ヘッジなしコース》

基準価額	純資産総額
16,653円	28億円
2021年6月	10円
2021年12月	10円
2022年6月	10円
2022年12月	10円
2023年6月	10円
<b>設定来累計</b>	<b>250円</b>

《毎月分配型・為替ヘッジなしコース》

基準価額	純資産総額
11,767円	1億円
2023年2月	25円
2023年3月	25円
2023年4月	25円
2023年5月	25円
2023年6月	25円
<b>直近1年間累計</b>	<b>300円</b>
<b>設定来累計</b>	<b>4,445円</b>

## 主要な資産の状況

※比率は純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

《限定為替ヘッジコース》

テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1	98.2%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.3%
コール・ローン等	1.5%
計	100.0%

《為替ヘッジなしコース》

テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	98.1%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.4%
コール・ローン等	1.5%
計	100.0%

《毎月分配型・為替ヘッジなしコース》

テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド Class I (Mdis) JPY	96.3%
日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.8%
コール・ローン等	2.9%
計	100.0%

■<ご参考>投資対象ファンドの状況

テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド(2023年6月末日現在(現地))\*

種類別組入比率

投資適格債券	81.4%
非投資適格債券	8.3%
現金・その他	10.3%

\*テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンドの計算日における月末最終日です。  
 ※現金・その他には、デリバティブを含んでいる場合があります。

組入上位10銘柄

銘柄	利率	償還年月日	国・地域名	比率
インドネシア国債	7.000%	2033/2/15	インドネシア	5.4%
韓国国債	3.250%	2028/3/10	韓国	4.3%
ニュー・サウス・ウェールズ州財務公社債	2.000%	2033/3/8	オーストラリア	3.7%
米国国債	3.500%	2033/2/15	米国	3.5%
マレーシア国債	3.899%	2027/11/16	マレーシア	3.2%
シンガポール国債	2.625%	2032/8/1	シンガポール	3.2%
ビクトリア州財務公社債	2.250%	2033/9/15	オーストラリア	2.7%
メキシコ国債	7.500%	2033/5/26	メキシコ	2.6%
ノルウェー国債	1.750%	2025/3/13	ノルウェー	2.3%
ブラジル国債	10.000%	2029/1/1	ブラジル	2.3%

※組入上位10銘柄には償還まで1年以内の割引債券は除いております。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(2023年6月末日現在)

種類別組入比率

債券	96.7%
現金・その他	3.3%

年間収益率の推移(暦年ベース)

〈限定為替ヘッジコース〉



〈為替ヘッジなしコース〉



〈毎月分配型・為替ヘッジなしコース〉



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
 ※ファンドにベンチマークはありません。  
 ※2023年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
  - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
  - ・ルクセンブルクの銀行の休業日
- (4) 解約制限  
ありません。
- (5) 解約価額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
  - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

フランクリン・templton・ジャパン株式会社  
ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>  
電話番号：03-5219-5940  
受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

- (6) 手取額  
1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位  
1 口単位  
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
  - ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
  - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

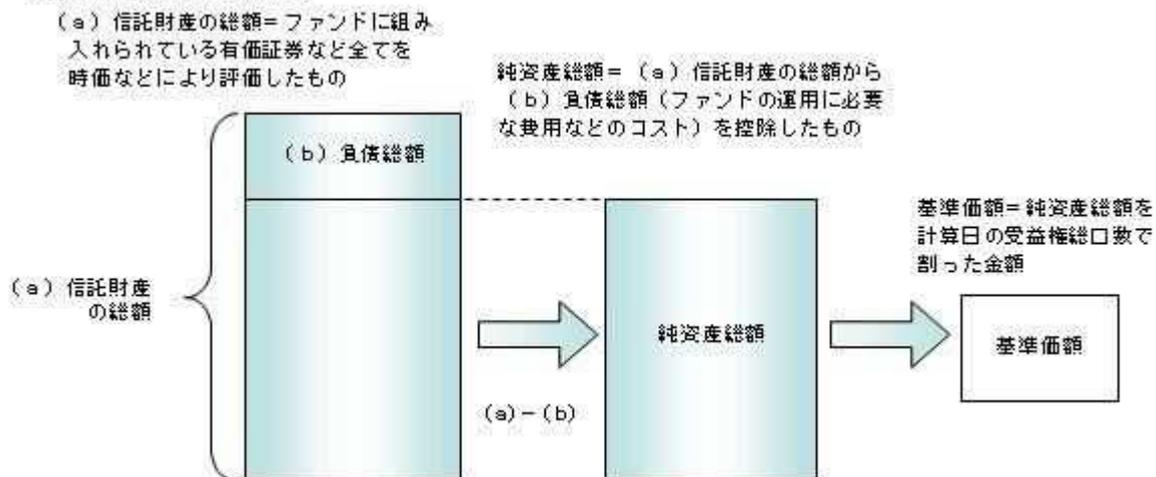
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### <委託会社の照会先>

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします（2010年12月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

<テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース>

<テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース>

毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

＜テンプレートン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース＞

毎月 21 日から翌月 20 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5) 【その他】

##### ① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により受益権の口数が 5 億口を下回るようになった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

##### ② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

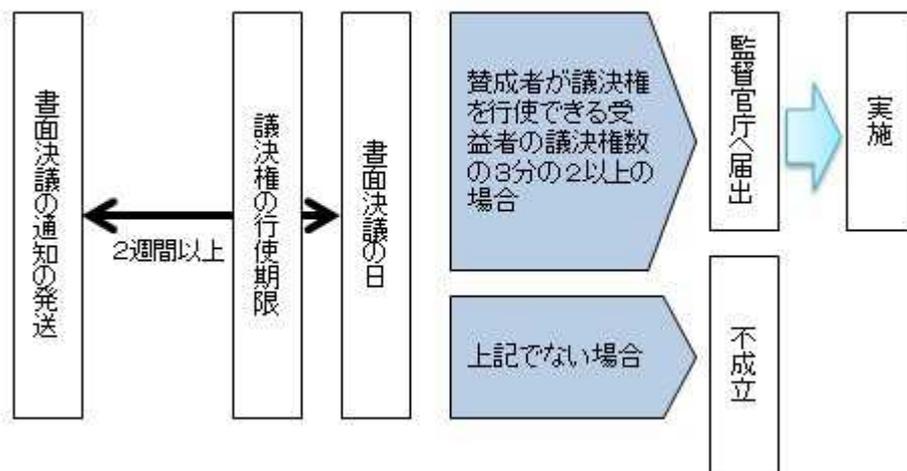
##### ③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

##### ④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告  
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
  - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
  - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。  
ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>
- ⑦ 関係法人との契約について  
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限  
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
  - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
  - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権  
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権  
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース

テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2022年12月21日から2023年6月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2022年12月21日から2023年6月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年8月31日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福村 寛

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtemplton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースの2022年12月21日から2023年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、templton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースの2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 期 2022 年 12 月 20 日現在	第 25 期 2023 年 6 月 20 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	22,636,158	17,374,265
投資信託受益証券	2,831,985	2,836,581
投資証券	841,593,026	819,805,569
流動資産合計	867,061,169	840,016,415
資産合計	867,061,169	840,016,415
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,015,610	997,560
未払解約金	670,134	466,672
未払受託者報酬	121,839	118,455
未払委託者報酬	4,629,779	4,501,152
未払利息	62	50
その他未払費用	60,024	59,696
流動負債合計	6,497,448	6,143,585
負債合計	6,497,448	6,143,585
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,015,610,381	997,560,660
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△155,046,660	△163,687,830
(分配準備積立金)	324,380,940	321,725,446
元本等合計	860,563,721	833,872,830
純資産合計	860,563,721	833,872,830
負債純資産合計	867,061,169	840,016,415

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期		第 25 期	
	自 2022 年 6 月 21 日	至 2022 年 12 月 20 日	自 2022 年 12 月 21 日	至 2023 年 6 月 20 日
営業収益				
受取配当金		25,493,659		16,919,470
受取利息		141		227
有価証券売買等損益		△55,778,739		△22,702,331
営業収益合計		△30,284,939		△5,782,634
営業費用				
支払利息		5,460		6,121
受託者報酬		121,839		118,455
委託者報酬		4,629,779		4,501,152
その他費用		60,058		59,696
営業費用合計		4,817,136		4,685,424
営業利益又は営業損失 (△)		△35,102,075		△10,468,058
経常利益又は経常損失 (△)		△35,102,075		△10,468,058
当期純利益又は当期純損失 (△)		△35,102,075		△10,468,058
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△2,556,152		175,711
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△128,953,095		△155,046,660
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,930,523		6,593,998
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,930,523		6,593,998
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,462,555		3,593,839
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,462,555		3,593,839
分配金		1,015,610		997,560
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△155,046,660		△163,687,830

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第25期
	自2022年12月21日至2023年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 2022年12月20日現在		第25期 2023年6月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,015,610,381口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	997,560,660口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	155,046,660円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	163,687,830円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	0.8473円	一口当たり純資産額	0.8359円
(一万口当たり純資産額)	(8,473円)	(一万口当たり純資産額)	(8,359円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第24期	第25期
	自2022年6月21日 至2022年12月20日	自2022年12月21日 至2023年6月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	19,928,925円	11,939,989円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	170,705,670円	175,625,917円
分配準備積立金額	305,467,625円	310,783,017円
当ファンドの分配対象収益額	496,102,220円	498,348,923円
当ファンドの期末残存口数	1,015,610,381口	997,560,660口
1万口当たり収益分配対象額	4,884.74円	4,995.66円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金額	1,015,610円	997,560円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第 24 期 自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	第 25 期 自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資信託受益証券及び投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 24 期 自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	第 25 期 自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	第 24 期	第 25 期
----	--------	--------

	自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
期首元本額	1,080,706,444 円	1,015,610,381 円
期中追加設定元本額	9,683,275 円	25,211,507 円
期中解約元本額	74,779,338 円	43,261,228 円

## 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第 24 期 2022 年 12 月 20 日現在	第 25 期 2023 年 6 月 20 日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△13,247	4,596
投資証券	△52,766,511	△22,294,530
合計	△52,779,758	△22,289,934

## 3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第 1 有価証券明細表

##### ①株式

該当事項はありません。

##### ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	日本円	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	2,703,566	2,836,581	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 0.3%	2,703,566	2,836,581 100.0%	
	合計			2,836,581	
投資証券	日本円	フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY-H1)	1,493,270.618	819,805,569	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 98.3%	1,493,270.618	819,805,569 100.0%	
	合計			819,805,569	
合計				822,642,150	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年8月31日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員  
公認会計士 福村 寛

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtemplton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコースの2022年12月21日から2023年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、templton世界債券ファンド 為替ヘッジなしコースの2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【テンプレートン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 期 2022 年 12 月 20 日現在	第 25 期 2023 年 6 月 20 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	76,492,930	73,842,511
投資信託受益証券	11,734,867	11,753,911
投資証券	2,842,202,211	2,815,019,770
流動資産合計	2,930,430,008	2,900,616,192
資産合計	2,930,430,008	2,900,616,192
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,850,159	1,730,383
未払解約金	1,470,131	15,106,344
未払受託者報酬	422,236	387,580
未払委託者報酬	16,044,991	14,727,872
未払利息	209	214
その他未払費用	141,093	140,322
流動負債合計	19,928,819	32,092,715
負債合計	19,928,819	32,092,715
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,850,159,140	1,730,383,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,060,342,049	1,138,140,247
(分配準備積立金)	1,100,476,539	1,052,062,365
元本等合計	2,910,501,189	2,868,523,477
純資産合計	2,910,501,189	2,868,523,477
負債純資産合計	2,930,430,008	2,900,616,192

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期		第 25 期	
	自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日		自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日	
営業収益				
受取配当金		85,876,210		54,883,866
受取利息		466		619
有価証券売買等損益		△69,511,832		107,952,737
営業収益合計		16,364,844		162,837,222
営業費用				
支払利息		20,063		18,470
受託者報酬		422,236		387,580
委託者報酬		16,044,991		14,727,872
その他費用		141,203		140,322
営業費用合計		16,628,493		15,274,244
営業利益又は営業損失 (△)		△263,649		147,562,978
経常利益又は経常損失 (△)		△263,649		147,562,978
当期純利益又は当期純損失 (△)		△263,649		147,562,978
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		2,788,541		△188,778
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		1,146,309,308		1,060,342,049
剰余金増加額又は欠損金減少額		19,797,718		24,042,273
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		19,797,718		24,042,273
剰余金減少額又は欠損金増加額		100,862,628		92,265,448
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		100,862,628		92,265,448
分配金		1,850,159		1,730,383
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		1,060,342,049		1,138,140,247

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第25期
	自2022年12月21日至2023年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 2022年12月20日現在		第25期 2023年6月20日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,850,159,140口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,730,383,230口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	1.5731円	一口当たり純資産額	1.6577円
(一万口当たり純資産額)	(15,731円)	(一万口当たり純資産額)	(16,577円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第24期	第25期
	自2022年6月21日 至2022年12月20日	自2022年12月21日 至2023年6月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	65,126,478円	48,110,495円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	－円	－円
収益調整金額	728,095,158円	704,988,864円
分配準備積立金額	1,037,200,220円	1,005,682,253円
当ファンドの分配対象収益額	1,830,421,856円	1,758,781,612円
当ファンドの期末残存口数	1,850,159,140口	1,730,383,230口
1万口当たり収益分配対象額	9,893.30円	10,164.09円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,850,159円	1,730,383円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第24期	第25期
	自2022年6月21日 至2022年12月20日	自2022年12月21日 至2023年6月20日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資信託受益証券及び投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期 自 2022年 6月 21日 至 2022年 12月 20日	第25期 自 2022年 12月 21日 至 2023年 6月 20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

### （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

### （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

### （その他の注記）

#### 1 元本の移動

項目	第24期 自 2022年 6月 21日 至 2022年 12月 20日	第25期 自 2022年 12月 21日 至 2023年 6月 20日
期首元本額	1,991,317,559 円	1,850,159,140 円
期中追加設定元本額	34,039,670 円	41,234,180 円

## 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第 24 期 2022 年 12 月 20 日現在	第 25 期 2023 年 6 月 20 日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	△54, 893	19, 044
投資証券	△67, 068, 727	108, 228, 707
合計	△67, 123, 620	108, 247, 751

## 3 デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第 1 有価証券明細表

##### ①株式

該当事項はありません。

##### ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	日本円	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	11, 202, 737	11, 753, 911	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 0.4%	11, 202, 737	11, 753, 911 100.0%	
	合計			11, 753, 911	
投資証券	日本円	フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)	2, 618, 014. 202	2, 815, 019, 770	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 98.1%	2, 618, 014. 202	2, 815, 019, 770 100.0%	
	合計			2, 815, 019, 770	
合計				2, 826, 773, 681	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年8月31日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtemplton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの2022年12月21日から2023年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、templton世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの2023年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【テンプレートン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2022年12月20日現在	当期 2023年6月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,171,929	2,926,038
投資信託受益証券	822,331	823,666
投資証券	91,005,522	103,088,464
流動資産合計	93,999,782	106,838,168
資産合計	93,999,782	106,838,168
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	208,206	227,323
未払解約金	1,074	-
未払受託者報酬	2,040	2,227
未払委託者報酬	77,550	84,671
未払利息	5	8
その他未払費用	1,073	1,073
流動負債合計	289,948	315,302
負債合計	289,948	315,302
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	83,282,458	90,929,214
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10,427,376	15,593,652
(分配準備積立金)	11,644,651	11,267,145
元本等合計	93,709,834	106,522,866
純資産合計	93,709,834	106,522,866
負債純資産合計	93,999,782	106,838,168

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年6月21日 至 2022年12月20日		自 2022年12月21日 至 2023年6月20日	
営業収益				
受取配当金		3,317,811		1,852,189
受取利息		24		19
有価証券売買等損益		△2,613,666		4,232,088
営業収益合計		704,169		6,084,296
営業費用				
支払利息		1,365		598
受託者報酬		16,454		13,150
委託者報酬		625,307		499,663
その他費用		6,882		6,734
営業費用合計		650,008		520,145
営業利益又は営業損失(△)		54,161		5,564,151
経常利益又は経常損失(△)		54,161		5,564,151
当期純利益又は当期純損失(△)		54,161		5,564,151
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△517,184		46,687
期首剰余金又は期首欠損金(△)		15,964,840		10,427,376
剰余金増加額又は欠損金減少額		133,250		1,457,784
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		133,250		1,457,784
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,691,655		502,543
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,691,655		502,543
分配金		1,550,404		1,306,429
期末剰余金又は期末欠損金(△)		10,427,376		15,593,652

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2022 年 12 月 20 日現在	当期 2023 年 6 月 20 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 83,282,458 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 90,929,214 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.1252 円 (一万口当たり純資産額) (11,252 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 1.1715 円 (一万口当たり純資産額) (11,715 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
分配金の計算過程	2022 年 6 月 21 日から 2022 年 7 月 20 日までの 計算期間	2022 年 12 月 21 日から 2023 年 1 月 20 日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	772,558 円	231,503 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	－円	－円
収益調整金額	64,262,576 円	47,403,307 円
分配準備積立金額	14,639,954 円	11,644,306 円
当ファンドの分配対象収益額	79,675,088 円	59,279,116 円
当ファンドの期末残存口数	113,219,749 口	83,355,101 口
1 万口当たり収益分配対象額	7,037.19 円	7,111.62 円
1 万口当たり分配金額	25.00 円	25.00 円
収益分配金金額	283,049 円	208,387 円
	2022 年 7 月 21 日から 2022 年 8 月 22 日までの 計算期間	2023 年 1 月 21 日から 2023 年 2 月 20 日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	594,643 円	266,582 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買	－円	－円

等損益額		
収益調整金額	64,367,717 円	45,328,133 円
分配準備積立金額	15,129,282 円	11,144,296 円
当ファンドの分配対象収益額	80,091,642 円	56,739,011 円
当ファンドの期末残存口数	113,369,394 口	79,688,551 口
1 万口当たり収益分配対象額	7,064.64 円	7,120.08 円
1 万口当たり分配金額	25.00 円	25.00 円
収益分配金金額	283,423 円	199,221 円
	2022 年 8 月 23 日から 2022 年 9 月 20 日まで の計算期間	2023 年 2 月 21 日から 2023 年 3 月 20 日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	497,376 円	198,123 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	－円	－円
収益調整金額	64,531,001 円	52,747,838 円
分配準備積立金額	15,440,310 円	11,211,657 円
当ファンドの分配対象収益額	80,468,687 円	64,157,618 円
当ファンドの期末残存口数	113,600,603 口	90,107,890 口
1 万口当たり収益分配対象額	7,083.46 円	7,120.08 円
1 万口当たり分配金額	25.00 円	25.00 円
収益分配金金額	284,001 円	225,269 円
	2022 年 9 月 21 日から 2022 年 10 月 20 日まで の計算期間	2023 年 3 月 21 日から 2023 年 4 月 20 日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	427,850 円	297,932 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	－円	－円
収益調整金額	64,491,502 円	52,216,053 円
分配準備積立金額	15,601,244 円	11,060,407 円
当ファンドの分配対象収益額	80,520,596 円	63,574,392 円
当ファンドの期末残存口数	113,470,333 口	89,183,479 口
1 万口当たり収益分配対象額	7,096.16 円	7,128.47 円
1 万口当たり分配金額	25.00 円	25.00 円
収益分配金金額	283,675 円	222,958 円
	2022 年 10 月 21 日から 2022 年 11 月 21 日まで の計算期間	2023 年 4 月 21 日から 2023 年 5 月 22 日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	255,360 円	272,246 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	－円	－円
収益調整金額	47,306,786 円	52,308,668 円
分配準備積立金額	11,539,327 円	11,131,857 円
当ファンドの分配対象収益額	59,101,473 円	63,712,771 円
当ファンドの期末残存口数	83,220,353 口	89,308,534 口
1 万口当たり収益分配対象額	7,101.79 円	7,133.98 円
1 万口当たり分配金額	25.00 円	25.00 円
収益分配金金額	208,050 円	223,271 円
	2022 年 11 月 22 日から 2022 年 12 月 20 日まで の計算期間	2023 年 5 月 23 日から 2023 年 6 月 20 日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	266,962 円	327,420 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益額	－円	－円
収益調整金額	47,351,491 円	53,479,279 円
分配準備積立金額	11,585,895 円	11,167,048 円

当ファンドの分配対象収益額	59,204,348 円	64,973,747 円
当ファンドの期末残存口数	83,282,458 口	90,929,214 口
1 万口当たり収益分配対象額	7,108.85 円	7,145.50 円
1 万口当たり分配金額	25.00 円	25.00 円
収益分配金金額	208,206 円	227,323 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	当期 自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、投資信託受益証券及び投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	当期 自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期	当期
	自 2022 年 6 月 21 日 至 2022 年 12 月 20 日	自 2022 年 12 月 21 日 至 2023 年 6 月 20 日
期首元本額	113,099,819 円	83,282,458 円
期中追加設定元本額	925,758 円	12,528,853 円
期中解約元本額	30,743,119 円	4,882,097 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	2022 年 12 月 20 日現在	2023 年 6 月 20 日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,492	785
投資証券	549,218	3,484,401
合計	547,726	3,485,186

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	日本円	日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	785,042	823,666	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 0.8%	785,042	823,666 100.0%	
	合計			823,666	
投資証券	日本円	フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド (Class I (Mdis) JPY)	95,873.95	103,088,464	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 96.8%	95,873.95	103,088,464 100.0%	
	合計			103,088,464	

合計		103,912,130
----	--	-------------

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコースは「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズーテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」(ルクセンブルク籍)及び「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」、「投資証券」は「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズーテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY-H1」(ルクセンブルク籍)です。

テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース、テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコースは「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズーテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」(ルクセンブルク籍)及び「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」、「投資証券」は「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズーテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド Class I(Mdis) JPY」(ルクセンブルク籍)です。

投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

以下に記載した情報は、「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズーテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド」(ルクセンブルク籍)については現地において作成された入手可能な直近の運用報告書(年次報告書又は半期報告書)を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

また、「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」については入手可能な直近の財務諸表を委託会社において抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの監査の対象外です。

フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - テンplton・グローバル・ボンド・ファンド  
(ルクセンブルク籍)

純資産額計算書

区分	2022年12月31日現在
	金額(米ドル)
資産	
有価証券	3,898,934,275
預金	159,176,044
未収入金	1,952,619
未収利息及び未収配当金	36,369,808
外国為替先渡契約未実現評価益	75,723,315
その他未収入金等	842,510
資産合計	4,172,998,571
負債	
未払金	1,295,295
未払解約金等	5,073,171
未払運用報酬等	2,516,132
外国為替先渡契約未実現評価損	51,003,170
金利スワップ契約未実現評価損	329,194
その他未払金等	5,418,844
負債合計	65,635,806
純資産額	4,107,362,765

(注)「テンplton・グローバル・ボンド・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、テンplton世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なります。

(1口当たり純資産額)

	2022年12月31日現在
A (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.83
A (acc) CZK-H1 (hedged)	CZK 95.71
A (acc) EUR	EUR 24.56
A (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 16.50
A (acc) HKD	HKD 11.71
A (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 11.59
A (acc) SEK-H1 (hedged)	SEK 10.39
A (acc) USD	USD 26.28
A (Mdis) AUD-H1 (hedged)	AUD 6.87
A (Mdis) CAD-H1 (hedged)	CAD 6.26
A (Mdis) EUR	EUR 11.47
A (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 6.85
A (Mdis) GBP	GBP 10.16
A (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 5.84
A (Mdis) HKD	HKD 6.69
A (Mdis) RMB-H1 (hedged)	RMB 75.08
A (Mdis) SGD	SGD 7.11

A (Mdis) SGD-H1 (hedged)	SGD 7.37
A (Mdis) USD	USD 12.27
A (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 5.39
A (Ydis) EUR	EUR 11.59
A (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.39
AX (acc) USD	USD 19.55
B (Mdis) USD	USD 11.40
C (acc) USD	USD 8.36
C (Mdis) USD	USD 8.86
F (Mdis) USD	USD 6.07
I (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 9.93
I (acc) EUR	EUR 21.08
I (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 14.42
I (acc) NOK-H1 (hedged)	NOK 9.18
I (acc) USD	USD 22.71
I (Mdis) EUR	EUR 10.08
I (Mdis) GBP	GBP 9.85
I (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 6.69
I (Mdis) JPY	JPY 1,012.80
I (Mdis) JPY-H1 (hedged)	JPY 574.88
I (Ydis) EUR	EUR 10.58
I (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.68
N (acc) EUR	EUR 22.72
N (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 15.31
N (acc) HUF	HUF 172.25
N (acc) PLN-H1 (hedged)	PLN 12.27
N (acc) USD	USD 24.32
N (Mdis) EUR-H1 (hedged)	EUR 7.57
N (Mdis) USD	USD 6.22
N (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.14
S (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 8.24
S (Mdis) EUR	EUR 6.89
W (acc) CHF-H1 (hedged)	CHF 8.02
W (acc) EUR	EUR 11.75
W (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.38
W (acc) USD	USD 10.83
W (Mdis) EUR	EUR 7.73
W (Mdis) GBP	GBP 8.64
W (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 6.32
W (Mdis) USD	USD 5.97
W (Ydis) CHF-H1 (hedged)	CHF 6.31
W (Ydis) EUR	EUR 7.79
W (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.13
X (acc) EUR	EUR 13.16
X (acc) EUR-H1 (hedged)	EUR 9.26
X (acc) USD	USD 9.89
Y (Mdis) USD	USD 7.59

Z (acc) EUR	EUR 14.30
Z (acc) USD	USD 11.87
Z (Mdis) GBP-H1 (hedged)	GBP 6.24
Z (Mdis) USD	USD 6.35
Z (Ydis) EUR-H1 (hedged)	EUR 5.52

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

(1) 貸借対照表

	第14期	第15期
	[令和3年7月26日現在]	[令和4年7月22日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	437,385	376,658
親投資信託受益証券	135,917,939	117,688,764
未収入金	572	494
流動資産合計	136,355,896	118,065,916
資産合計	136,355,896	118,065,916
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	15,171	12,567
未払委託者報酬	83,468	69,183
その他未払費用	1,908	1,593
流動負債合計	100,547	83,343
負債合計	100,547	83,343
純資産の部		
元本等		
元本	129,286,925	112,101,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,968,424	5,881,505
(分配準備積立金)	5,881,291	5,270,129
元本等合計	136,255,349	117,982,573
純資産合計	136,255,349	117,982,573
負債純資産合計	136,355,896	118,065,916

(注)「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の計算期間は、テンプレート世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース、為替ヘッジなしコース、毎月分配型・為替ヘッジなしコースの計算期間とは異なり、原則として毎年7月23日から翌年7月22日までであります。上記の貸借対照表は、令和3年7月26日現在及び令和4年7月22日現在における同ファンドの状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年7月27日から令和4年7月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 14 期 [令和 3 年 7 月 26 日現在]	第 15 期 [令和 4 年 7 月 22 日現在]
1 期首元本額	129,286,925 円	129,286,925 円
期中追加設定元本額	一円	9,493 円
期中一部解約元本額	一円	17,195,350 円
2 受益権の総数	129,286,925 口	112,101,068 口

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 14 期 自 令和 2 年 7 月 23 日 至 令和 3 年 7 月 26 日	第 15 期 自 令和 3 年 7 月 27 日 至 令和 4 年 7 月 22 日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 14 期 [令和 3 年 7 月 26 日現在]	第 15 期 [令和 4 年 7 月 22 日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませ	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(1) 有価証券 同 左 (2) デリバティブ取引 同 左

	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 [令和3年7月26日現在]	第15期 [令和4年7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	471,307	20,925
合計	471,307	20,925

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年7月26日現在]	第15期 [令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0539円 (10,539円)	1.0525円 (10,525円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本短期債券マザーファンド	104,630,836	117,688,764	
合計		104,630,836	117,688,764	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」は親投資信託受益証券「日本短期債券マザーファンド」を主

要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本短期債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	96,054,920
社債券	1,503,914,000
未収利息	1,476,209
前払費用	576,174
流動資産合計	1,602,021,303
資産合計	1,602,021,303
負債の部	
流動負債	
未払解約金	494,371
未払利息	23
流動負債合計	494,394
負債合計	494,394
純資産の部	
元本等	
元本	1,423,884,307
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	177,642,602
元本等合計	1,601,526,909
純資産合計	1,601,526,909
負債純資産合計	1,602,021,303

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 7 月 23 日から翌年 7 月 22 日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
-------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
	1 期首
期首元本額	1,514,616,498 円
期中追加設定元本額	179,670,750 円
期中一部解約元本額	270,402,941 円
元本の内訳*	

三菱UFJ グローバル・エコ・ウォーター・ファンド	8,887,168 円
日本短期債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	17,209,532 円
日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	104,630,836 円
三菱UFJ 積立ファンド (日本バランス型)	1,072,081,123 円
三菱UFJ 国内バランス20	221,075,648 円
合 計	1,423,884,307 円
2 受益権の総数	1,423,884,307 口

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 7 月 27 日 至 令和 4 年 7 月 22 日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 7 月 22 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)

社債券	△3,207,000
合計	△3,207,000

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年7月22日現在]
1口当たり純資産額	1.1248円
(1万口当たり純資産額)	(11,248円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額
社債券	第35回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,820,000
	第6回マラヤン・バンキング	100,000,000	99,915,000
	第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	99,877,000
	第15回Zホールディングス	100,000,000	100,071,000
	第15回楽天グループ	100,000,000	99,606,000
	第67回神戸製鋼所	100,000,000	99,835,000
	第46回IHI	100,000,000	100,014,000
	第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	99,975,000
	第37回丸井グループ	100,000,000	99,875,000
	第29回SBIホールディングス	100,000,000	100,149,000
	第75回アコム	100,000,000	100,068,000
	第32回三菱UFJリース	100,000,000	101,045,000
	第27回野村ホールディングス	100,000,000	105,523,000
	第5回ソフトバンク	100,000,000	99,879,000
	第1回関西電力利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	100,000,000	99,879,000
	合計	1,500,000,000	1,503,914,000

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下は、2023年6月30日現在のファンドの状況であります。

### 【テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	821,136,238円
II 負債総額	245,915円
III 純資産総額 (I - II)	820,890,323円
IV 発行済口数	998,779,392口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	8,219円

### 【テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	2,885,392,995円
II 負債総額	47,077,548円
III 純資産総額 (I - II)	2,838,315,447円
IV 発行済口数	1,704,354,820口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	16,653円

### 【テンプレトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	107,580,884円
II 負債総額	41,898円
III 純資産総額 (I - II)	107,538,986円
IV 発行済口数	91,387,891口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	11,767円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2023年6月末現在）

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ① 資本金の額               | : 1,000百万円    |
| ② 委託会社が発行する株式総数       | : 100,000株    |
| ③ 発行済株式総数             | : 78,270株     |
| ④ 最近5年間における主な資本金の額の増減 | : 該当事項はありません。 |

###### (2) 委託会社の機構（2023年6月末現在）

###### ① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

###### ② 運用の意思決定機構

組織規則においてファンドの運用に係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。

運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2023年6月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	72	900,481
単位型株式投資信託	2	2,264
合計	74	902,745

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に従って作成しております。  
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。  
中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期事業年度（2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）の財務諸表及び第 26 期中間会計期間（2022 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の中間財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年12月14日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・templton・ジャパン株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・templton・ジャパン株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められて

いる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・templton・ジャパン株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第26期事業年度の中間会計期間（2022年10月1日から2023年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・templton・ジャパン株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年10月1日から2023年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明すること

とが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 24 期事業年度 (2021 年 9 月 30 日)	第 25 期事業年度 (2022 年 9 月 30 日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	2,474,667	3,947,505
前払費用	71,336	80,305
未収委託者報酬	631,603	656,861
未収運用受託報酬	1,110,294	1,157,372
未収投資助言報酬	3,198	1,804
その他未収収益	433	352
未収入金	1,267,361	404,458
立替金	868	50
流動資産計	5,559,763	6,248,712
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	143,615	52,259
器具備品	44,714	13,697
有形固定資産計	188,330	65,956
無形固定資産		
ソフトウェア	2,770	4,640
無形固定資産計	2,770	4,640
投資その他の資産		
投資有価証券	128,387	9,285
長期差入保証金	88,045	24,520
前払年金費用	82,788	-
繰延税金資産	261,300	160,859
投資その他の資産計	560,521	194,664
固定資産計	751,622	265,261
資産合計	6,311,385	6,513,973

(単位：千円)

	第 24 期事業年度 (2021 年 9 月 30 日)	第 25 期事業年度 (2022 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	26,290	15,529
未払金	590,344	689,373
未払手数料	201,263	176,484
未払消費税等	57,311	177,780
その他未払金	330,246	333,681
未払収益分配金	1,522	1,427
未払費用	1,821,218	920,519
賞与引当金	136	256
未払法人税等	69,317	246,811
前受金	65,939	62,121
流動負債計	2,573,246	1,934,611
固定負債		
退職給付引当金	72,422	62,893
役員退職慰労引当金	44,935	-
その他固定負債	19,579	19,579
固定負債計	136,936	82,472
負債合計	2,710,183	2,017,083
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
その他資本剰余金	647,958	647,958
資本剰余金計	874,364	874,364
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,703,244	2,598,931
利益剰余金計	1,726,838	2,622,525
株主資本合計	3,601,202	4,496,889
純資産合計	3,601,202	4,496,889
負債純資産合計	6,311,385	6,513,973

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 24 期事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	第 25 期事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬	4,490,345	7,902,810
運用受託報酬	1,211,134	3,850,773
業務受託報酬	2,185,683	4,879,107
投資助言報酬	7,102	7,801
その他営業収益	2,112	17,536
営業収益計	7,896,378	16,658,030
営業費用		
支払手数料	1,600,415	2,776,550
広告宣伝費	11,607	54,787
調査費	4,022,444	8,848,679
調査費	98,195	195,927
委託調査費	3,923,540	8,651,841
図書費	708	910
委託計算費	258,692	486,283
営業雑経費	87,622	144,714
通信費	14,511	28,262
印刷費	62,750	111,081
協会費	9,829	4,699
諸会費	531	670
営業費用計	5,980,782	12,311,015
一般管理費		
給料	735,276	1,438,533
役員報酬	53,359	74,114
給料・手当	623,644	1,127,298
賞与	57,154	237,000
賞与引当金繰入	1,116	120
交際費	758	3,995
旅費交通費	804	5,745
租税公課	14,863	86,208
不動産賃借料	151,324	235,383
退職給付費用	103,836	171,625
役員退職慰労引当金繰入額	2,990	-
固定資産減価償却費	23,953	35,674
業務委託費	297,163	1,094,944
諸経費	184,443	215,707
一般管理費計	1,515,414	3,287,817
営業利益	400,180	1,059,197

(単位：千円)

	第 24 期事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	第 25 期事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
営業外収益		
受取利息	11	114
受取配当金	1,519	1,622
還付加算金	843	26
保険解約返戻金	8,003	-
為替差益	-	363,927
雑収益	-	461
営業外収益計	10,376	366,153
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	1,680
為替差損	22,687	-
雑損失	-	628
営業外費用計	22,687	2,308
経常利益	387,870	1,423,042
特別利益		
資産除去債務履行差額	-	34,491
特別利益計	-	34,491
特別損失		
解約違約金	-	122,076
固定資産除却損	-	96,720
特別損失計	-	218,796
税引前当期純利益	387,870	1,238,737
法人税、住民税及び事業税	43,566	242,608
法人税等調整額	△71,794	100,441
法人税等合計	△28,228	343,049
当期純利益	416,098	895,687

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第24期事業年度（自2021年4月1日至2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	-	226,405	23,594	753,208	776,802	2,003,208	2,003,208
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	416,098	416,098	416,098	416,098
合併による増加	-		647,958	647,958	-	533,937	533,937	1,181,895	1,181,895
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	647,958	647,958	-	950,035	950,035	1,597,993	1,597,993
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,703,244	1,726,838	3,601,202	3,601,202

第25期事業年度（自2021年10月1日至2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	1,703,244	1,726,838	3,601,202	3,601,202
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	895,687	895,687	895,687	895,687
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	895,687	895,687	895,687	895,687
当期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,598,931	2,622,525	4,496,889	4,496,889

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までの期間に係る部分の金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>収益は次の5つのステップを適用し認識しております。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断し、サービス提供期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期</p>

<p>5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。</p> <p>投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間に渡り日々充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間に渡り充足されると判断しサービス提供期間に渡り収益として認識しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。</p>
---	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

<p>第 24 期事業年度 (2021 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 25 期事業年度 (2022 年 9 月 30 日)</p>								
<p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="183 1547 715 1621"> <tr> <td>建物</td> <td>347,117 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>240,661 千円</td> </tr> </table>	建物	347,117 千円	器具備品	240,661 千円	<p>※1 固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="837 1547 1369 1621"> <tr> <td>建物</td> <td>319,247 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>170,299 千円</td> </tr> </table>	建物	319,247 千円	器具備品	170,299 千円
建物	347,117 千円								
器具備品	240,661 千円								
建物	319,247 千円								
器具備品	170,299 千円								

## (株主資本等変動計算書関係)

第24期事業年度(自2021年4月1日至2021年9月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	—	—	78,270

第25期事業年度(自2021年10月1日至2022年9月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	—	—	78,270

## (リース取引関係)

第24期事業年度 (自2021年4月1日至2021年9月30日)	第25期事業年度 (自2021年10月1日至2022年9月30日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料
1年以内 247,804千円	1年以内 152,300千円
1年超 686,810千円	1年超 266,525千円
合計 934,614千円	合計 418,826千円

(金融商品関係)

第24期事業年度(自2021年4月1日至2021年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	101,000	101,000	—
(2) 長期差入保証金	88,045	88,045	—
資産計	189,045	189,045	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券  
(内、金銭信託)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

投資有価証券のうち、投資信託受益証券については、基準価額を基礎として時価を計上しております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価額のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
未収入金	1,267,361	—
未収委託者報酬	631,603	—
未収運用受託報酬	1,110,294	—
未収投資助言報酬	3,198	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	18,101	—
長期差入保証金	—	88,045
合計	3,030,557	88,045

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載の「その他有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の注記を行っておりません。

当該投資信託受益証券の貸借対照表計上額は「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	88,045	—	88,045

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

第25期事業年度（自2021年10月1日至2022年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務・投資助言業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、機関投資家営業部業務マニュアルに従い、機関投資家営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	24,520	24,520	—
資産計	24,520	24,520	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券  
(内、金銭信託)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価額のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
長期差入保証金	—	24,520
合計	—	24,520

### 3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	24,520	—	24,520

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

なお、「金融商品関係」の「2. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

## (有価証券関係)

第 24 期事業年度 (2021 年 9 月 30 日)	第 25 期事業年度 (2022 年 9 月 30 日)																		
<p>1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">18,101 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得原価</td> <td style="text-align: right;">18,101 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p>投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸借対照表計上額</td> <td style="text-align: right;">101,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得原価</td> <td style="text-align: right;">101,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差額</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p>(注) 市場価格のない株式等 (貸借対照表計上額 9,285 千円) については、「その他有価証券」には含めておりません。</p> <p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>	貸借対照表計上額	18,101 千円	取得原価	18,101 千円	差額	-	貸借対照表計上額	101,000 千円	取得原価	101,000 千円	差額	-	<p>1. その他有価証券 (注) 市場価格のない株式等 (貸借対照表計上額 9,285 千円) については、「その他有価証券」には含めておりません。</p> <p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売却額</td> <td style="text-align: right;">103,000 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売却益の合計額</td> <td style="text-align: right;">43 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売却損の合計額</td> <td style="text-align: right;">1,724 千円</td> </tr> </table>	売却額	103,000 千円	売却益の合計額	43 千円	売却損の合計額	1,724 千円
貸借対照表計上額	18,101 千円																		
取得原価	18,101 千円																		
差額	-																		
貸借対照表計上額	101,000 千円																		
取得原価	101,000 千円																		
差額	-																		
売却額	103,000 千円																		
売却益の合計額	43 千円																		
売却損の合計額	1,724 千円																		

## (退職給付関係)

第 24 期事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、退職一時金制度、非積立型の確定給付制度及び確定拠出金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度、非積立型の確定給付制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。当事業年度に計上されている割増退職金は 56 百万円となります。

## 2. 確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	162,540 千円
合併による増加	82,639 千円
退職給付費用	98,501 千円
退職給付の支払額	△232,846 千円
前払年金費用	78,555 千円
制度への拠出金	△116,966 千円
退職給付引当金の期末残高	<u>72,422 千円</u>

### (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,100,402 千円
年金資産	△1,269,101 千円
未認識年金資産	85,910 千円
	<u>△82,788 千円</u>
非積立制度の退職給付債務	72,422 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△10,365 千円</u>

退職給付引当金	72,422 千円
前払年金費用	△82,788 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△10,365 千円</u>

### (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	98,501 千円
----------------	-----------

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,335 千円であります。

## 第 25 期事業年度（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。退職一時金制度では、基準給与に一定の割合を乗じた額を積み立て、一時金として支給します。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。また、当社は 2021 年 10 月に確定給付企業年金制度について確定拠出年金制度へ移行しました。

## 2. 確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	72,422 千円
制度変更による減少	△59,268 千円
退職給付費用	53,450 千円
退職給付の支払額	△3,712 千円
退職給付引当金の期末残高	<u>62,893 千円</u>

### (2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	53,450 千円
----------------	-----------

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、32,065 千円であります。

(税効果会計関係)

第24期事業年度(自2021年4月1日至2021年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
繰越欠損金	409,181
役員退職慰労引当金	13,759
退職給付引当金	22,175
未払費用	51,251
未払金	93,600
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	55,418
繰延資産償却超過	7,641
未払事業税	5,302
その他	6,184
繰延税金資産小計	692,292
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△280,998
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△124,643
評価性引当額(注1)	△405,641
繰延税金資産合計	286,650
繰延税金負債	
前払年金費用	△25,349
繰延税金負債合計	△25,349
繰延税金資産の純額	261,300

(注)

1. 評価性引当金が305,566千円増加しております。この増加の主な内容は、合併による増加、及び税務上の繰越欠損金に関する評価性引当金額が増加したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限の金額

千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	268,061	104,739	0	28,900	7,479	409,181
評価性引当額	△139,878	△104,739	0	△28,900	△7,479	△280,998
繰延税金資産	128,183	0	0	0	0	(b)128,183

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
住民税均等割	0.3
過年度法人税等戻入額	△2.0
合併による評価性引当金額増加額	△174.5
評価性引当金	78.7
繰越欠損金	56.8
その他	<u>△0.3</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△7.3</u>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
退職給付引当金	19,257
未払費用	47,896
未払金	102,251
有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	44,857
繰延資産償却超過	4,029
未払事業税	16,173
その他	2,332
繰延税金資産小計	<u>264,574</u>
評価性引当額（注 1）	<u>△103,715</u>
繰延税金資産合計	<u><u>160,859</u></u>

（注）

1. 評価性引当金が 301,926 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当金額が減少したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	（%）
法定実効税率	30.6
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
住民税均等割	0.3
過年度法人税等戻入額	△0.9
評価性引当金	△24.3
繰越欠損金	21.6
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.6</u>

(資産除去債務関係)

第24期事業年度(自2021年4月1日至2021年9月30日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を144ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
合併による増加額	32,550千円
その他増減額(△は減少)	1,941千円
期末における資産除去債務認識額	<u>180,987千円</u>

第25期事業年度(自2021年10月1日至2022年9月30日)

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	180,987千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額(△は減少)	<u>△34,491千円</u>
期末における資産除去債務認識額	<u>146,496千円</u>

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第24期事業年度（自2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,490,345	1,211,134	7,102	2,185,683	2,112	7,896,378

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	4,490,345	—	—	—	4,490,345
運用受託報酬	1,179,781	—	1,604	29,748	1,211,134
投資助言報酬	7,102	—	—	—	7,102
業務受託報酬	—	1,003,958	1,181,711	13	2,185,683

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,445,476
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,181,704
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S. A. R. L.	1,003,958

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第24期事業年度（自2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第24期事業年度（自2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第24期事業年度（自2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

第25期事業年度（自2021年10月1日 至2022年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への 営業収益	7,902,810	3,850,773	7,801	4,879,107	17,536	16,658,030

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	7,902,810	—	—	—	7,902,810
運用受託報酬	3,802,571	—	3,076	45,125	3,850,773
投資助言報酬	7,801	—	—	—	7,801
業務受託報酬	—	2,678,804	2,200,303	—	4,879,107

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S. A. R. L.	2,493,286
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	2,354,774
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	2,200,265

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第25期事業年度（自2021年10月1日 至2022年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第25期事業年度（自2021年10月1日 至2022年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第25期事業年度（自2021年10月1日 至2022年9月30日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

第 24 期事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「[関連情報]」、「2. 地域ごとの情報」(1) 営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第 25 期事業年度（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項（セグメント情報等関係）の「[関連情報]」、「2. 地域ごとの情報」(1) 営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

## (関連当事者情報)

第24期事業年度(自2021年4月1日至2021年9月30日)

## 1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	5,804	未払 費用	55,383

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	-	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	440,194	未払 費用	68,020
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティールワイ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	617,690	未払 費用	157,754
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,448,661	未払 費用	221,764
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ カンパニーズ・ エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	-	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	1,181,704	未収 入金	1,189,274
							総務・経 理・インフ ォメーショ ンテクノロ ジー業務等 の委託(注 4)	260,061	未払 費用	262,789
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ アドバイザーズ・ インク	米国 カリフォルニア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	180,258	未払 費用	134,573
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンブルトン・ インターナショナル・ サービシス・ S. A. R. L.	ルクセンブルグ	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	1,003,958	未収 入金	41,250

同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	288,684	未払 費用	574,533
-------------	--------------------------------	--------------	---	-----	---	------------	-------------------	---------	----------	---------

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(注3) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

(注4) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフイー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

(注5) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

(注6) レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは2021年10月にフランクリン・templton・オーストラリア・リミテッドに商号変更しました。

(注7) QS インベスターズ・エルエルシーは2021年8月にフランクリン・アドバイザーズ・インクと合併し商号変更しました。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

レッグ・メイソン・インク (非上場)

templton・ワールドワイド・インク (非上場)

templton・インターナショナル・インク (非上場)

フランクリン・templton・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

第25期事業年度 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	フランクリン リソーシズ インク	米国 デラウェア州	50.2 百万 米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の支払 (注2)	4,025	未払 費用	52,340

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア 州	-	金融業	-	役員の兼任 業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	826,817	未払 費用	70,331
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	1,048,936	未払 費用	130,053
同一の親 会社を持 つ会社	ブランディワイン・ グローバル・インベ ストメント・マネジ メント・エルエルシ ー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	2,097,599	未払 費用	43,486
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンプレトン・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 委託 (注5)	2,383,518	未払 費用	181,027
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンプレトン・ カンパニー・ エルエルシー	米国 デラウェア州	-	一般業務 委託請負 会社	-	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,200,265	未収 入金	187,720
							総務・経 理・イン フォメー ションテ クノロジ ー業務等 の委託 (注4)	818,232	未払 費用	87,197
同一の親 会社を持 つ会社	フランクリン・ テンプレトン・ インターナショナル・ サービシス・ S. A. R. L.	ルクセンブルグ	-	金融業	-	業務委託 関係	業務の 受託 (注3)	2,493,050	未収 入金	210,020

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(注3) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

(注4) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフイヤー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。

(注5) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

(注6) レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは2021年10月にフランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドに商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

レグ・メイソン・インク (非上場)

テンブルトン・ワールドワイド・インク (非上場)

テンブルトン・インターナショナル・インク (非上場)

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド (非上場)

(1 株当たり情報)

第 24 期事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)		第 25 期事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	46,009 円 99 銭	1 株当たり純資産額	57,453 円 55 銭
1 株当たり当期純利益金額	5,316 円 19 銭	1 株当たり当期純利益金額	11,443 円 56 銭
(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	416,098 千円	当期純利益	895,687 千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	416,098 千円	普通株式に係る当期純利益	895,687 千円
期中平均株式数	78 千株	期中平均株式数	78 千株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(企業結合等関係)

第 24 期事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

共通支配下の取引

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社 (以下「FTIJ」)

事業の内容：資産運用業務

(2) 企業結合日

2021 年 4 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、FTIJ を消滅会社とする吸収合併

(4) 企業結合後の名称

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社 (旧社名 レッグ・メイソン・アセット・マネジメン  
ト株式会社)

(5) 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号) に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しました。

第 25 期事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 26 期中間会計期間末  
(2023 年 3 月 31 日)

資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		3,812,829
前払費用		66,298
未収委託者報酬		621,664
未収運用受託報酬		1,632,829
未収投資助言報酬		1,546
その他未収収益		11,618
未収入金		491,311
立替金		48
流動資産計		6,638,146
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	43,739
器具備品	※1	20,634
有形固定資産計		64,373
無形固定資産		
ソフトウェア		4,016
無形固定資産計		4,016
投資その他の資産		
投資有価証券		9,285
長期差入保証金		24,520
繰延税金資産		126,823
投資その他の資産計		160,629
固定資産計		229,018
資産合計		6,867,165

(単位：千円)

第 26 期中間会計期間末

(2023 年 3 月 31 日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金	23,494
未払金	287,364
未払手数料	168,251
未払消費税等	86,123
その他未払金	31,518
未払収益分配金	1,469
未払費用	1,486,368
賞与引当金	180,553
未払法人税等	45,461
前受金	56,523
流動負債計	2,079,765

## 固定負債

退職給付引当金	87,559
その他固定負債	19,579
固定負債計	107,138

## 負債合計

2,186,903

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
その他資本剰余金	647,958
資本剰余金計	874,364

## 利益剰余金

利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,782,303
利益剰余金計	2,805,897

## 株主資本計

4,680,261

## 純資産合計

4,680,261

## 負債・純資産合計

6,867,165

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬		3,653,495
運用受託報酬		1,610,182
業務受託報酬		2,281,829
投資助言報酬		1,844
その他営業収益		6,178
営業収益計		7,553,530
営業費用		5,535,673
一般管理費	※1	1,739,815
営業利益		278,041
営業外収益		
受取利息		32
雑収益		1,083
営業外収益計		1,115
営業外費用		
投資有価証券売却損		77
為替差損		14,580
固定資産除却損		99
雑損失		43
営業外費用計		14,800
経常利益		264,356
税引前中間純利益		264,356
法人税、住民税及び事業税		46,949
法人税等調整額		34,035
法人税等合計		80,984
中間純利益		183,371

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,598,931	2,622,525	4,496,889	4,496,889
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	183,371	183,371	183,371	183,371
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	183,371	183,371	183,371	183,371
当中間期末残高	1,000,000	226,405	647,958	874,364	23,594	2,782,303	2,805,897	4,680,261	4,680,261

重要な会計方針

項 目	第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券                      その他有価証券                      市場価格のない株式等以外のもの                      中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                      市場価格のない株式等                      移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産                      定額法によっております。                      なお、主な耐用年数は以下の通りであります。                      建物 6～18 年                      器具備品 3～8 年</p> <p>(2) 無形固定資産                      ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金                      従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間末までの期間に係る部分の金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金                      従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>収益は次の 5 つのステップを適用し認識しております。                      ステップ 1：顧客との契約を識別する。                      ステップ 2：契約における履行義務を識別する。                      ステップ 3：取引価額を算定する。                      ステップ 4：契約における履行義務に取引価額を配分する。                      ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

	<p>運用受託報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき投資一任業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断し、サービス提供期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬は対象顧客との投資一任契約に基づき特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る運用履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された成功報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は口座の計算期間末において充足され、期末時点で将来著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益として認識しております。</p> <p>投資助言報酬は対象顧客との投資助言契約に基づき投資助言業務の履行義務を負っており、口座の計算期間における日次又は月次の受託資産の時価平均に、契約書に記載された一定の報酬率（もしくは段階報酬率）を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間にわたり日々充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>業務受託報酬は、当社の関係会社とのサービス契約書に基づき営業・マーケティング・オペレーショナル・アドミニストレーションなどのサポートを提供する履行義務を負っており、月々の実際の費用額にグループ全体で適用されている移転価格税制ポリシーで定められたマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当中間会計期間の中間財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当中間会計期間以降の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

第 26 期中間会計期間末 2023 年 3 月 31 日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	327,768 千円
器具備品	137,601 千円

(中間損益計算書関係)

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	12,631 千円
無形固定資産	623 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項						
(1) 配当金支払額						
該当事項はありません。						
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 7 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,400,000	17,886.8	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 23 日

(リース取引関係)

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年以内	152,300 千円
1 年超	190,375 千円
合計	342,675 千円

(金融商品関係)

第26期中間会計期間(自2022年10月1日至2023年3月31日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	24,520	24,520	—
資産計	24,520	24,520	—

(注) 1.

(1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、投資有価証券(内、金銭信託)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) その他未払金、未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

2. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価額により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	24,520	—	24,520

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

なお、「金融商品関係」の「1. 金融商品の時価等に関する事項」の(注)1に記載の通り、短期間で決済され、時価が帳簿価額にほぼ等しい金融資産及び金融負債は注記を省略しております。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末  
2023年3月31日

1. その他有価証券

該当事項はありません。

市場価格のない株式等（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、「その他有価証券」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	146,496 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額 (△は減少)	- 千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	<u>146,496 千円</u>

(収益認識に関する注記)

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記事項 (セグメント情報等関係) の [関連情報]、 「2. 地域ごとの情報」 (1) 営業収益に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の 4. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 26 期中間会計期間 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 委託業務	投資一任業務	投資助言業務	業務の受託	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,653,495	1,610,182	1,844	2,281,829	6,178	7,553,530

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

	日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
委託者報酬	3,653,495	—	—	—	3,653,495
運用受託報酬	1,590,650	—	1,356	18,174	1,610,182
投資助言報酬	1,844	—	—	—	1,844
業務受託報酬	—	1,093,552	1,188,277	—	2,281,829

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S. A. R. L.	1,093,552
フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	1,061,425
フランクリン・テンプレートン・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,025,778

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第26期中間会計期間（自2022年10月1日至2023年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第26期中間会計期間（自2022年10月1日至2023年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第26期中間会計期間（自2022年10月1日至2023年3月31日）

該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

第26期中間会計期間 (自2022年10月1日至2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	59,796円36銭
1株当たり中間純利益金額	2,342円80銭
(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益金額	183,371千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	183,371千円
期中平均株式数	78,270株

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更等  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

テンプルトン世界債券ファンド  
限定為替ヘッジコース

投資信託約款

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

テンプレートン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース  
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズーテンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド(Class I (Mdis) JPY-H1)」への投資を通じて、世界各国(新興国を含む)の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の受益証券への投資も行います。
- ② 外国投資証券への投資は高位(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

**3. 収益分配方針**

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
テンプレトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース  
投資信託約款

**【信託の種類、委託者および受託者】**

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1項に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的と金額】**

- 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**【信託金の限度額】**

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

- 第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

- 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意し

た一の振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位および価額】

第13条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財

産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限りします。）

7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとしします。第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、前項第6号に掲げるものを除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【信託業務の委託等】

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業に類する業を行う者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書およびコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券売却等の指図】

第23条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却等に係る代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替え

て投資信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第28条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、信託契約締結日から平成23年6月20日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【投資信託財産に関する報告等】

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 【信託事務の諸費用等】

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬等】

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の97.5の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### 【収益の分配方式】

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】**

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

**【収益分配金および償還金の時効】**

第34条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】**

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

**【信託契約の一部解約】**

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託者は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項に規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】**

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】**

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**【投資信託約款の変更等】**

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託者は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

**【反対受益者の受益権買取請求の不適用】**

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条

に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**【運用報告書に記載すべき事項の提供】**

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**【公告】**

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】**

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**【投資信託約款に関する疑義の取扱い】**

第46条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年12月27日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
フランクリン・templton・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 別に定める日

投資信託約款第13条第1項および第36条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ルクセンブルク大公国の銀行の休業日

追加型証券投資信託

テンプルトン世界債券ファンド  
為替ヘッジなしコース

投資信託約款

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

テンプレートン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース  
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズーテンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド(Class I (Mdis) JPY)」への投資を通じて、世界各国(新興国を含む)の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の受益証券への投資も行います。
- ② 外国投資証券への投資は高位(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

**3. 収益分配方針**

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
テンプレトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース  
投資信託約款

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第2条 受託者は、信託法第28条第1項に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的と金額】**

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**【信託金の限度額】**

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意し

た一の振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位および価額】

第13条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財

産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り。）

7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、前項第6号に掲げるものを除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【信託業務の委託等】

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業に類する業を行う者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書およびコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券売却等の指図】

第23条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却等に係る代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替え

て投資信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第28条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、信託契約締結日から平成23年6月20日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【投資信託財産に関する報告等】

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 【信託事務の諸費用等】

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬等】

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の97.5の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### 【収益の分配方式】

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】**

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

**【収益分配金および償還金の時効】**

第34条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】**

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

**【信託契約の一部解約】**

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託者は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項に規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】**

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】**

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**【投資信託約款の変更等】**

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託者は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

**【反対受益者の受益権買取請求の不適用】**

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条

に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**【運用報告書に記載すべき事項の提供】**

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**【公告】**

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】**

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**【投資信託約款に関する疑義の取扱い】**

第46条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年12月27日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
フランクリン・templton・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 別に定める日

投資信託約款第13条第1項および第36条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日  
ルクセンブルク大公国の銀行の休業日

追加型証券投資信託

テンプルトン世界債券ファンド  
毎月分配型・為替ヘッジなしコース

投資信託約款

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

テンプレートン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース  
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

**2. 運用方法**

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、外国投資証券である「フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズーテンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド(Class I (Mdis) JPY)」への投資を通じて、世界各国(新興国を含む)の国債および政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」の受益証券への投資も行います。
- ② 外国投資証券への投資は高位(概ね信託財産の純資産総額の90%以上)を維持することを基本とします。ただし、当該外国投資証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該外国投資証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

**3. 収益分配方針**

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が毎計算期末の基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、6月および12月以外の月の決算時の分配については、原則として配当等収益を中心とするものとします。また、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
テンプレートン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッジなしコース  
投資信託約款

**【信託の種類、委託者および受託者】**

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1項に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的と金額】**

- 第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**【信託金の限度額】**

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

- 第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

- 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意し

た一の振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 【受益権の申込単位および価額】

第13条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財

産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、）

7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとし、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、前項第6号に掲げるものを除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【信託業務の委託等】

- 第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業に類する業を行う者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券売却等の指図】

第23条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却等に係る代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第26条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第27条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替え

て投資信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第28条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、信託契約締結日から平成23年2月21日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【投資信託財産に関する報告等】

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 【信託事務の諸費用等】

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬等】

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の97.5の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### 【収益の分配方式】

第32条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### 【収益分配金および償還金の時効】

第34条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

#### 【信託契約の一部解約】

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、別に定める日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解

約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

#### 【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託者は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項に規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委

託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】**

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】**

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**【投資信託約款の変更等】**

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、委託者は、書面決議の通知の發出に代えて、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の規定により、書面決議の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができるものとします。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

**【反対受益者の受益権買取請求の不適用】**

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、

投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**【運用報告書に記載すべき事項の提供】**

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**【公告】**

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】**

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

**【投資信託約款に関する疑義の取扱い】**

第46条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年12月27日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
フランクリン・templton・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 別に定める日

投資信託約款第13条第1項および第36条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日  
ルクセンブルク大公国の銀行の休業日

